

参議院石炭対策特別委員会會議録第十五号

昭和四十年四月二十二日(木曜日)

午後二時五十九分開会

委員の異動

四月十四日

辭任

大谷藤之助君

堀本 宜実君

四月二十二日

辭任

石原幹市郎君

川上 為治君

吉武 恵市君

補欠選任

岸田 幸雄君

吉武 恵市君

補欠選任

佐藤 芳男君

斎藤 昇君

田中 啓一君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

小柳 勇君

龜井 光君

堀 末治君

阿部 竹松君

大矢 正君

鬼木 勝利君

斎藤 昇君

佐藤 芳男君

田中 啓一君

野田 俊作君

二木 謙吾君

山下 春江君

阿具根 登君

大河原 一君

石田 次男君

田畑 金光君

國務大臣

通商産業大臣

櫻内 義雄君

政府委員

通商産業政務次官

通商産業省石炭局長

通商産業省鉱山保安局長

事務局側

常任委員会専門員

通商産業省鉱山保安局長

佐伯 博藏君

小田橋貞壽君

説明員

通商産業省鉱山保安局長

佐伯 博藏君

小田橋貞壽君

本日の會議に付した案件

○当面の石炭対策樹立に関する調査

(日鉄鉱業株式会社伊王島鉱業所爆発事故に関する件)

○臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正する法律案

(内閣提出、衆議院送付)

○石炭鉱害賠償担保等臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(小柳勇君) ただいまから石炭対策特別委員会を開会いたします。

委員の異動について報告いたします。四月十四日、大谷藤之助君及び堀本宜実君が委員を辭任され、その補欠として岸田幸雄君及び吉武恵市君が選任されました。また、本日、川上為治君、石原幹市郎君、吉武恵市君が委員を辭任され、その補欠として斎藤昇君、佐藤芳男君、田中啓一君が選任されました。

○委員長(小柳勇君) 当面の石炭対策樹立に関する調査として、日鉄鉱業株式会社伊王島鉱業所爆

発事故に関する件を議題といたします。

まず、櫻内通産大臣からその後の経過について御報告願います。

○國務大臣(櫻内義雄君) 伊王島炭鉱の爆発事故につきましましては、先般本會議場で御報告を申し上げ、監督の立場にあります私として、その不行き届きをおわびしたわけでございますが、今回の事故後におきまして各種の施策を講じてまいりましたが、ただいま保安局長からその詳細について御報告させたいと思っておりますので、御聴取のほどをお願いいたします。

○政府委員(川原英之君) 先般の夕張炭鉱におきまして災害を引き続きまして、相次いで伊王島におきまして爆発が起きました。まことに遺憾に存じます。災害につきましましては、発生の当日一応の御報告を申し上げておきましたけれども、その後経過並びにその後のいろいろ判明いたしました点につきましまして御報告を申し上げます。

災害の概況といたしましては、御承知のごとく、当炭は日鉄鉱業の経営にかかりまして、発生の起きましたのは、すでにこれも御承知のごとく、四月九日の六時十分ごろと推定いたしております。発生いたしました箇所は、これは場合によりましては図面をもって御説明いたしますが、三区のD八号ホールと申すところ、三万七千五百トン、鉱山労働者約千三百七十名で、三万七千五百トンを月産出炭いたしております甲種炭鉱でございます。災害の発生いたしました区域にありますがD八号ホールは、本年二月十二日から採炭を開始いたしましたものでございまして、払い面長約四百十メートル、二方採炭で一日約九百トン程度出炭いたしております。

災害が発生いたしました作業方につきましては、百七十三名が入坑、就業してございましたが、当払いの関係といたしましては四十四名が就業いたしてございました。

たしてございました。発生いたしましたのは、ちょうど三番方の作業が終了いたしますところに当たります。災害が発生いたしました後に、自力脱出者十三名を含む計十八名が坑外に救出されました。残り七名は、災害直後編成されました救護隊員によりまして九日の二十三時を最後に収容をされたのでございますが、なお、先に収容されました十八名の中で、三名が坑外におきまして収容後死亡いたしました次第であります。この結果といたしまして罹災者の内訳を申し上げますと、死亡が三十名、うち、採炭十六、掘進八、仕繰り二、修理工一、電工一、職員二という内訳でございます。重傷三名、軽傷が十一名ということに相なります。

その後、事故が発生いたしましたと同時に、現地に福岡の鉱山監督局及び佐世保の鉱山監督署より監督官を急行いたさせますと同時に、私も現地に参りまして事故の究明に当たったわけでございます。

事故原因の調査の進捗状況について申し上げますと、発生直後、遺体の収容にその当日は全力を注ぎました。十一時に遺体の収容を終わりましたので、その晩から十日の朝にかけては坑内のガスの排除を行なったわけであります。十日の午前六時に現場のガスの排除が終わりまして、それから直ちに鉱務監督官が入坑をいたしまして災害現場の調査に当たっております次第でございます。現在までいろいろと坑内の倒ワクの状況その他の状況から見まして、九号ゲート坑道の付近を最も重点を置いて調査をいたしております。

なお、このガスの発生原因及び停滯原因並びに火源につきましては、いろいろとその後ガスの停滯試験等を行ない、かつ、昨日までに坑内に埋没してございました電気関係の機器、電線その他を坑外に引き上げまして、これらの必要なテストを現

を行なつておる次第であります。それらの調査、試験を待ちましての確な原因を一日も早くきわめたい、かように存じておりますが、たいへん恐縮でございますが、今日のところ、まだ確定的にこれであるという決定的な原因をつかむに至っておりません。爆発であろうと当初推定のとおり、現在でもガス爆発であろうということを考えております。

なお、災害が発生いたしました直後、現地におきましていろいろと各方面の、特に組合及び会社側、それから病院その他の方々にお会いをいたしまして、一番急ぐ問題は、やはり原因の究明と、それから医療を完へきにするような措置をすること、それから、なお、その後の問題といたしまして遺家族の援護対策、この三点に最も重点がある、かように存じましたので、それぞれ現地の県その他労働基準局、長崎大学等と緊密に連絡をとりましてこれらに当たつた次第でございます。

まず、医療の關係でございますが、これは現地の病院はベッド数も四十数床ありまして、余裕がございまして、なお、いろいろと特に心配をいたしました。Coガスの中毒の問題等も非常に気になりましたので、九大の黒岩教授に來診を願ひまして診断を願つたのでありますが、その当初におきましては、まず、多くの入院患者が火傷、骨折、脱臼、打撲傷というような、つまりガス爆発による圧風によって罹災をしたという症状が非常に顕著でございます。なお、Co中毒の可能性のある者につきましても黒岩教授の診断所見をただしたものでありますが、二、三の方に軽度の神経症状があるが、いまのところ特に心配はなさそうだという所見でございます。したがって、そういうふうな当面の治療を急ぎます關係上、長崎大学から後藤医学部長ほか、内科、外科、整形外科、麻酔、精神神経科等、各分野にわたります教授、専門医師、看護婦等の応援を求めると同時に、日赤、嘉穂、三つの端島等の炭鉱病院よりそれぞれ専門医師及び看護婦の応援を求めまして、その治療に当たりますと同時に、医療器材等につきま

しても、やはり長崎大学の非常な協力によりまして、ベッド式の循環麻酔器等を搬入いたしますと同時に、薬品類もそれぞれの各方面からの寄贈もありまして、不足のない状況で今日まで推移いたしてまいつておるわけであります。

なお、遺家族の援護対策につきましては、未亡人が三十名、子供さんが七十名、両親が五名、計百五十名の同居家族であります。今回の災害が主として払いに起こつたものである關係上、比較的死亡された方が壮年の方が多うございまして、すべて妻帯者でございますことと、未亡人は二十歳代が七名、三十歳代が十八名、四十歳代が五名となつておりまして、比較的年齢層が若うございまして、子供さんも、したがって非常に若い、一番年長者が十八歳未満というふうな、これが一人おられるだけで、あとは大体十五歳未満というふうな家族構成でございます。今後の未亡人の就職その他につきまして、後はど申し上げますように、現地に対策協議会を設けまして、これによつて具体的に処理をする。ただいますぐはいろいろまだ気持ちも定まりませんので、だんだん気持ちが定まってきたらその措置をとるよう現地に協議会を置きまして、そこで主として県と通産局が主体になりまして措置をしていくというふうなことにいたしてまいつたわけであります。なお、労災保険金につきましては、十七日に三十名分の支払いを終了いたしております。総計四千四百九十四万九千三百円の遺族補償料を支払つたということをしております。その後のいろいろな問題につきましては、なお現在会社と組合の間で交渉が続けられておりまして、すみやかにまとまりますことをわれわれとしては希望いたしておる次第であります。

事故が発生いたしましたから、各省の担当官をもつて構成いたします調査団を現地に四月十日に派遣いたしました。同時に、長崎市現地に臨時伊王島災害対策協議会を設置いたしまして、この調査団におきまして、一応のただし申し上げましたような項目について路線を出し、これを四月十

一日の対策協議会の初会合におきまして、それぞれの分担を現地の各機関に渡しまして、現在その推移を待つておる次第であります。

なお、先ほど大臣から報告申し上げましたように、その後、事の非常に重大さにかんがみまして、われわれといたしましては、わが国の石炭鉱山保安緊急対策を実施いたすことにいたしますと同時に、現地におきましては長崎大学と九州大学の応援を得まして、医療顧問団を結成し、今後の医療対策、特に健康診断であるとか、あるいはCoの経過を見守る上のいろいろな医療上のアドバイスを得るために医療顧問団を結成いたしております。われわれとしましては、夕張に引き続き災害でございます、まことに私自身、監督の責任にありまして、責任を痛感いたしております。なお、今後このようなことが起こりませんように、この緊急対策を通じて、種々の対策をさらに強く行なつてまいりたい、かように存じます。

御報告申し上げます。

○委員長(小柳勇君) 御質疑のおありの方は、順次御発言を願ひます。

○大矢正君 たいだいま通産大臣並びに保安局長から、先般の伊王島炭鉱爆発事故にからむ経過について、また、その後の措置について説明がありましたが、その説明に対して質問をする前に、私は、ぜひ委員長にお願ひしておきたいことがあります。

それは、先ほど委員会開会前に、日鉄鉱業社長からおわびのことばがありましたが、そのことばの中で、私としてはとうてい納得できないことが一カ所ありました。それは、社長の発言によりまして、保安確保のためある程度のことばをやつてきたつもりでありまして、このことばがございまして、私は、まず、このことばが問題だと思つてあります。石炭企業というのは石炭を掘ることを目的としてのものでありますから、石炭が一トンも出なくても、保安さえ確保されればよいなどということでは石炭鉱業が立ち行かないことはいくらも話でありますから、私どももそうい

うやばなことは申しません。申しせんがある程度のことをやつたというふうな表現を、正式な委員会でないにして、おわびのことばとして述べる社長のことばとしては、とてもこれは納得できない。したがって、私は、ぜひ最も近い日に、会社の社長、保安の責任者、また、現地の責任者等々を呼んでいただいて、何を一体今日までやられたのか、ある程度とは一体どういうことなのかというのを私はただしたいと思つております。委員長におかれましては、十分御判断願ひて、繰り返し申し上げますが、最も近い日に、ぜひ参考人として社長以下を呼んでもらいたい、これをまずお願いをしておきたいと思ひます。

そこで、まず第一に保安局長にお尋ねをいたしますが、先般の委員会、小柳委員長以下、それぞれの方々が各会派を代表されて伊王島炭鉱の調査におもむかれておりますが、その調査の報告を讀みますと、こういう内容のものが報告されております。「今回のガス爆発の直接の原因は徹底的に究明されなければならないことはもちろんであります。重要なことは、このガス爆発は、当時坑内にガスが規制以上にあつたから爆発したという事実であります。」と、こういうふうな述べられております。調査報告がこういうふうな述べられ、しかも、社長みずから、ある程度のことばはやつたというふうな話を聞きますと、これは明らかに会社側みずから保安対策を行なつていない、こういうことばは裏づけになると思つております。したがって、この際、局長からこまかい分野にわたつて説明することはできないと思ひますから、課長からでもけっこうであります。こういう調査報告があることに關係をしますが、ガスが一体なぜ爆発を起すほどあつたのかどうか、当時の坑内状況はどうなのか、監督官の過去における監督の経過というものはどうなのか、これをこの際承つておきたい、こう思ひます。

○政府委員(川原英之君) 技術的な問題につきましては石炭課長からお答え申し上げますが、先ほ

ど申し上げましたように、本鉱に對しましては二月一日から調査をいたしております。現在問題になつております場合は二月七日の場合でございます。監督の當時のガス状況というものは、これはその場に關しましてはわかりませんが、ただ、その後の坑道の伸びその他につきまして、いろいろと石炭課長から申し上げたいと存じます。

○説明員(佐伯博蔵君) 図面で説明してよろしうございますか。

○委員長(小柳勇君) どうぞ。

○説明員(佐伯博蔵君) じゃ御説明いたします。

図面を張りますのに手間取りまして申しわけございません。先ほど保安局長から申し上げましたことと若干重複するかも知れませんが、あそこ右の上のほうにございまして、坑口でございまして、ずっと坑道が展開いたしております。その坑口から約四千メートルのところに第四幹線区域のD八号掘りというのがあるわけでございまして、爆発が起きましたのはこの区内のD八号掘りとD九号掘りの準備坑道の掘進箇所を含めた範囲でございまして。詳細な図面はここにございまして、これはちょっと見にくうございまして、かえってこちらのほうがよろしいかと思ひますが、採炭作業場のD八号掘り——D八号と申しますのはこの掘りでございます。これは先ほど局長から申し上げましたように、二月の十七日に始めまして、以後九十メートルくらい進んでおる採炭作業場でございます。それからもう一つこちらにD九号の採炭作業場をつくらうために、ここにD九号の肩風道の沿層掘進が一つございまして。それから、もう一つは、こちらのほうに同じくD九号の採炭作業場の準備のためにD九号の掘進をしてあります。この掘進箇所二カ所と、それから採炭箇所一カ所というのがこの辺の作業箇所でございます。図面が見にくうございまして、ほんとうに恐縮でございますが、いまの図面を九十度動かしまして、こちらの風管通気を切りかえて相当時間がたっているという時間でございますので、この区

れでございます。D九号のゲート坑道はこちらのほうでございます。それで、先ほど局長から申し上げましたように、爆発の方向から見まして、大体D九号のゲート坑道の付近からこちらのほうに向かつてあります。それから沿層坑道を通りまして、一部は掘りを通りまして肩風道のほうに抜けておるようでございます。もう一つは掘りのゲート坑道のところを通りまして、こちらに向かつておるといふのが爆発の状況でございます。それから推定いたしました、やはり九号ゲート坑道のあたりが問題点ではなからうかというふうに考えられます。

それから、この九号ゲートのことを若干詳しく御説明申し上げますと、ここから約二百メートルを掘進をいたしておりますが、現在はこのままこはやめております。この九号ゲートの付近から七、八十メートルのところに第一抜きというものを掘りまして、現在ここを掘進いたしておりますわけでございまして。この第一抜きと申しますのは四月七日に始めたもので、四月九日に災害が起きましたので、約二日間くらい進んでおるものでございまして。

それで、先ほど大矢先生からお話がございましたように、爆発が起ったわけでございまして、当然爆発境界のガスがたまつておったわけでございまして。なぜと申しますか、どのようにたまるか、という点でございます。実は、これは御承知のように、鉄砲延びでございますので、ここから風管通気をいたしておるわけでございまして、この場合、作業中は一目抜きは掘りまして、こちらが少なくなりますが、こちらのはうに掘りつなげないうふうになっております。災害が起きましたのは四月九日午前六時十分ごろでございますので、炭鉱の作業時間のほうで申しますと、四月八日の甲、乙、丙の三方の作業の一番終りかけでございます。したがって、こちらの風管通気を切りかえて相当時間がたっているという時間でございますので、この区

内にガスがたまつたものというふうに考えられます。これも先ほど局長からお話し申し上げましたように、その後爆発が起きました後に、同じような状態を再現するというようなことをやってみましたが、それでもこの区内にはガスがたまるところが確認されたわけでございます。そういうところ、一方電気品等もございましたので、その辺のところについて、しばらく形で、現在調査をいたしておるわけでございます。

それから、もう一つ大矢先生のほうからお話がありました監督状況でございますが、この伊王島につきましては、本年の二月一日から二月五日まで調査をいたしております。そのときには、この八号掘りから開始したわけでございまして、先ほど局長から御説明申し上げましたように、二月十七日からここを始めたもので、この採炭作業場はございせんわけでございます。それから、掘進につきましても、ごく一部のほうからだけ掘進をいたしております。きわめてわずかでございまして、その点については問題はなかったというふうに監督状況を伝えております。

以上でございます。

○大矢正君 ガスが幾らあつても、火元がなければ爆発をしないわけなんですね。そこで、おおよそ爆発地点と目されるところがいま課長が説明をされたとおりであります。その点については問題はない火元となつたものは何と何があつたのか、その点を御答へいただきたい。

○説明員(佐伯博蔵君) そこで考えられますのは、電気品はモーター、ポンプがございまして、ポンプの電動機、それから炭車を動かすためのホイストがございまして、ホイストの電動機及びそれに供給する動力用ケーブル、これは四百四十ボルトでございます。それから信号線、これは五十ボルトでございます。それらの電気品がございまして、それから、一目抜きのところはハッパをいたしております。災害の当日もその付近をハッパをいたしておりますので、それらのハッパというものの二つが——はかにもまあキヤップ・ラン

プ等も持つておりますので、それらということも考えられますけれども、まずその二つが一番大きな火元ではなからうかというふうに考えております。

○大矢正君 私がいま申し上げるまでもなく、爆発にはガスの適量の停滞と火元が必要であります。そこで、坑内で絶対に火元をなくすることだと思つても、これは私はおそらく不可能なことだと思つております。いま申し上げておる通りに、電気系統がございまして、また、それ以外にも金属と金属の接触ということも考えられますし、したがって、坑内から一切の火元を取り除くといふことも、このこと自身は、私は非常に技術的にもできないことだと思つております。したがって、そのことだけを私は追及する考えはありませんが、ガスだけは努力をすれば排除されたいことではないわけで、突出ガスが出る、たまたまそこに偶然的に火元があつたという場合ならばまだ話もわかるのであります。そういう突出ガスではないに、停滞ガスがあつたというところは、明らかに保安対策上重大な手抜きがあつたということが言えると思つております。そこで、いま課長が説明された地域のガスの測定というものは現実にやられておつたのかどうか、それから、また、そういうことが会社の保安日誌なり係員の報告なりというもののなかで指摘をされていたのかどうかという問題、それから、いま課長が火元の一つとしてハッパの問題を取り上げておられるようにして、私は、常識的に考えてみて、午前五時、六時に掘進のハッパをかけるわけはないじゃないかと気がするのです。三番方にもハッパをかけるということがありますから、帰るまぎわにハッパをかけるということはおそろくない。といたしますれば、電気系統が火元だということも考えられますが、その火元がいづれであるかは別として、こういう停滞ガスが適量にあつたということは、将来重大な問題を残すわけでありまして、どういふ理由でガスがここに停滞をしておつたのか、それを知つて

いたのか知らなかったのか。また、ハッパをかけるのといたしましても、ハッパをかける前には、必ずガスの測定は当然やらなければならぬ。これは義務でありますから、ガスのあるところにハッパをかけるはずはないのでありまして、そういう意味で、私は、そのガスが停滞していた根本的な原因、それから、それに対して会社は一体何をやっておったのか。先ほど社長のことばである程度のことばはあった、こう言うのが、万全を尽くしたがこういう事態になったというならば話はわかるが、ある程度のことばはあったつもりでございまして、そういうことを言われて、私どもは、はい、そうですかと引下がるわけにはいかない。私は別に責め立てているわけにはない。あなたが坑内の保安の責任者じゃないし、会社の責任者ではないのですから、別にあなたを責め立てておるわけではなくして、監督官庁として、おそらくこれだけのガスが停滞していたということが調査団の報告によって指摘されている限りにおいては、かなり以前から察知されておったと思われるのでありますけれども、そういう面に対する監督行政というものはどうなさっておったのか、御説明をお願いしたいと思います。

○説明員(佐伯博蔵君) 先に簡単なことですが、ハッパの点でございしますが、その箇所は、一号目抜きとところは下のほうでございまして、上部のところはハッパをいたして、その炭を積んで、ある程度運搬途中にあったのじゃないかというふうにおられる点がございまして。と申しますのは、一号目抜きから手前のほうに石炭を満載した炭車が一つあったわけでありまして、それから、その上部の岩石の部分には一部火薬を装てんしておったままになっておったわけでありまして、その箇所が罹災されておる方もおられますので、結論的に申し上げるのはどうかと思いますが、今回の災害の直接の原因はハッパではないのではないかと、私どもも思っております。

おったかということにつきましては、一応乙方の保安日誌によりまして、〇・六〇程度のガスがあったというふうな記載をされておるようでありまして、当日は、先ほど申し上げましたように、八日の両方の一番最後でございまして、その関係の方が罹災されておりましたので、相当に乙方の判断をすることはむずかしいかと思っております。いづれにしても、相当濃いガスがあったから爆発したわけでありまして、その後、先ほど申し上げましたように、ガスの停滞試験をいたしまして、九号のゲート坑道の奥部のところに爆発限界のガスのその当時もたまっておったのじゃないかろうかというふうな推定をいたします。

○大矢正君 いま課長の説明によると、保安日誌には〇・六〇のガスしかなかったという御説明であります。〇・六〇のガスで爆発するんということは考えられないことでありまして、どこを爆発地点と目されるか、これは私にはわかりませんが、おそらく爆発地点と目される場所ではないのではありませんか。〇・六〇という数字がもしそうならば、それでガス爆発が起ころのだったら、鉱山保安法も保安規則も大改正をしなければならぬことになってしまふ。炭鉱はみな爆発してしまふ。ですから、それは〇・六〇でなしに、かなりのガスがあったというふうな想定でございまして、その中で、会社の保安日誌にそういうふうなことを書いておるといいますれば、先般調査団が、先ほど私が読み上げましたとおり、「今回のガス爆発の直接の原因は徹底的に究明されなければならぬ」とももちろんであります。重要なことは、このガス爆発は、当時坑内にガスが規制以上にあつたから爆発したという事実であります。というところを指摘しておることに対して、調査団の団長である小柳委員長に、一体これはどこを見てきて報告したのかというのを聞かなければならない。あなたのほうでガスが〇・六〇しかないと言いが、調査団はあつたから爆発した、こういうことを具体的に指摘をしたということに

なれば、団長の小柳委員長に私は質問しなければならぬ、どっちの言うことが正しいのか。そこで、まさか小柳委員長に私は質問するわけにいきませんから、質問いたしません。いづれにしても、そういう会社の保安日誌に書かれておること以外に、何らかの問題点が指摘されておること調査団はこういうことを書いたのだらうと私は思うのであります。課長、直接あなたが行かれたかどうかは存じませんが、こういう調査団の報告にからんであなたが考えてみた場合に、この爆発の以前の状況というものはどういうものであつたかというところのおよそのあなたの判断はできると思ふ。もしあなたが何らか考えておたら、この際、説明してもらいたいと思ふ。

○説明員(佐伯博蔵君) 先ほど申し上げましたように、会社の日誌によりまして、〇・六〇程度でございまして、その前の乙方のところで、当然奥のほうではございせん、手前のほうのところで爆発したようございせん。先ほど申し上げましたように、災害後に同じような状況を再現いたしました。爆発限界のガスが十分たまるということがはつきりいたしておりますので、災害当日も、一目抜きより奥の部分は風管通気がいたしておりましたので、当然爆発限界のガスがたまっておつただらうというふうな考えです。

○大矢正君 従来、所轄官庁である通産省、特に担当であります鉱山保安局は、みずから監督しなければならぬ立場にあるということも理解できないうわけではないのだが、私どもが感ずることは、国会の場において私どもが質問すれば、どうも会社をかばって、みずから責任があるような言い方をなされる向きがある。私は、保安局長や石炭課長が幾ら口をすっぱくして言つてみたって、東京で対策を立ててみたって、経営者がやる気にならなければ、いつまでたってもこれは事故はもう防止することができないわけですね。だから、あなた方も会社をかばうような発言をしないで、会社のこういうところとこういうところがけ

しからぬと、堂々と国会で私は言うべきだと思ふ。それをやらぬで、ひた隠しに隠して、原因がわからぬ、ある場合には、会社だけの責任じゃないというふうなもの、言い方をすれば、結局会社というものは國に乗って、事故が起きても何でもないという気持ちになつてしまふ。会社の最高責任者がそういう気持ちになつたら、現場の係員がその気になるのは当然だ。ですから、私は、そういうけじめをつける意味においても、あなた方はやはり言うべきことは言うべきだ、なぜガスがたまったのかという原因がわからないわけがないのだし、それだけのガスがあれば、電気系統があつたら必ずガスが爆発するということばかり切つておることだから、あなた方が、責任は私のほうにあるというふうなもの、言い方をしないでも、もちろんあなた方監督官庁として責任がないことはない。それはわかるが、すべて自分ですべて立つて立つこととじゃなしに、この際、堂々と言うべきことは私は言つてもらいたい、こう思ふのであります。

そこで、もう一つお尋ねをしたいことは、爆発以降、現在の爆発地点と目されるところはどこになつておるのか、それから、その地点をこれからいつどんな形で再開をしようとするのか、めどがあつたらお伺いしておきたいと思ふ。

○政府委員(川原英之君) 先ほど来申しましたように、現在その坑内の崩壊箇所その他を取り明けていたしまして、電気機器、電線その他、先ほど来申し上げておりますような火源となり得る物件を坑外にあげまして、現在テストをいたしております。したがって、この九号ゲートその他につきましても、まだ現状がそれほど変更いたしてないままに調査をいたしておるわけでありまして、もちろん私どもの考えとしては、そういう原因の究明上、変更を加えても、もうあと調査に支障がないというふうな段階になりまして、問題は起つてくるかもしれないが、ただ、こういう災害を起こしました場所でありまして、ただ、こ

に、今後の安全な体制、安全な坑内状況を確保するということにつきましては、その確信を持てるまでは、もちろんその整備計画がきろんといっているかどうかということについての確認検査は十分にいたした上でありまないと、保安上問題が少しでもあれば再開ということにはまいらぬかもしれませんけれども、その点さえ確保できます限りには、当然そういう問題も出てまいるかと思ひます。

○大矢正君 先般の夕張炭鉱の爆発の際には、自然発火ということが一つの重大な爆発の要因であつたということを技術調査団も指摘してゐるところであります。なお、爆発以降、自然発火を起してありますために水没をさせ、今日に至つてゐるわけがあります。おそらく夕張の先般の爆発起点では、再び石炭の採掘は困難であろうということとは私もも見てゐるわけでありまゝと。ところが、今回の場合はそういうことがありませんから、取り明けて、通気が完了して停滯ガスがなくなり、規則や保安法に基づく措置がとられたら、直ちに再開ということができることになる。結局会社に見れば、半月か二十日ぐらい出炭をためただけで、また再び前に戻つて石炭を出せるような、非常に軽微な損害で済む。再び戻らないのは人間の命だけであります。したがつて、私は、この種の災害について、会社も社会的にも道義的な責任を感じるべきです、法律上経営者が制裁を受けなければならぬという問題を私は持ち出す気はありませんけれども、もしこの個所が再び原形に復帰して再開をされるというような場合には、国会のある程度の了承を得るというくらいはの気持ちは持つておかなければ、私は、これからの経営者を押さえていく方法はないと思ひます。もちろん法律的には、たとい爆発箇所であつても、法律と規則に触れない体制ができたから出炭の再開を認めないわけにはいかないでしよう。しかし、そういう規則や法律は法律として、社会に対する道義的な問題があるのですから、保安局長が、よろしゅうございませう、再開

けつこうであります——あなたが全責任があるのですから、そういうことを言える立場にはあるでしようけれども、少なくとも、道義的なことを考えたならば、この種の災害については、国会の同意を得なければ再開をさせないのだというくらい強い態度がなければ、これからの経営者にきちつとした方向で保安対策をさせることは、私は困難だと思ひます。したがつて、そういう点について十分ひとつ局長としてお考えをいただきたい、こう思ひます。

○委員長(小柳勇君) はかに御質問ありますか。

○阿具根登君 同僚大矢委員の質問に対する答弁の中で、非常に重要な問題をお聞きしたと私は思ふのです。それは、私も調査団に加わりまして、実際爆発の現場はD九号の掘進の箇所だといふようなことも聞いてまいりましたが、そのあと調査された範囲内で、同じ状態を再現したところから、許容範囲外のガスがたまると、こういうことを言われたわけですね。確かにそれは、私たちは推定として、そのガスがなかったら爆発しないのだから、あつたのだらう。それはおそらく五馬力の局部風機というものがほんといふ程度に動かしてあつたのか、あるいは仕事後にどういふふうに移動したのかという問題があると思つたのですけれども、それを実際にやってみて、現に爆発するだけのガスがたまつてゐるとするならば、そのときの保安係員の日記が○・六%であつたといふのは、これは正しいかどうかということになつてまいります。そうすると、これがうそであつたといふ場合には、一体その責任はどうなるのか。それ

でなくてさへも、私も心配するの、いままで三池はじめ、ガスで爆発しているけれども、そのときの保安日誌で、ここは許容量以上のガスがありますといふのを見たことがないし、聞いたことがない。ばくち見せられないから見たことがありません。爆発した後に、保安日誌は直ちにみな押さへられておる。そのときに、その保安日誌に、これは五%以上のガスがあつたと書いてあつた保安日誌があつたかどうか、それを一べんお聞

きたい。おそらくないと思ふ。そうすると、あつても書かないといふことがあつたら、これはたいへんなことです。これは殺人ですね、もしもそうであつたとするならば、四千数百万円の労災補償を払つたとおっしゃるけれども、それは払うことはできない、それは会社の落ち度で、これは会社のやつたことで、それは払うことができない、こういうことになつてくるわけですね。だから、非常にこれは重大な問題だと思ふ。いままでのやつは現場が破壊されてしまつたり、あるいは夕張の場合は水没したからもうわからない。しかし、今度の場合は、爆発以前の状態を再現することができると。再現してみたら五%以上のガスが出てあつたといふことをはっきり言つておられる。そうすると、これは非常に大きな問題で、どうお考えになるか、これは私はたいへんな問題だと思ふ。

○説明員(佐伯博蔵君) その点につきましては、いろいろ調査をいたしておる段階でございますので、全部は私どものほうでも承知しておりますが、ガスをはかりましたのは、図面で御説明いたしますが、とても見にくい図面で恐縮でございますが、この一目抜ききの所が採炭といひますか、掘進作業場でございます。ここに風管通気をいたしておるわけでございます。この奥の長いところは、先ほど申し上げましたが、作業時間中はこちらに風管をやる。それから、作業が終わつたときにはこちらにつなぎかえるといふふうになつてゐるわけでございます。そのガスをはかつた位置を正確には存じておりませんが、それはおそらくこの掘進箇所またはその付近ではなからうかと思ひます。それから、先ほど停滯試験をいたしましてガスがたまつたと申し上げましたのは、この辺までたまつたわけではございませんで、この奥のほうにそういうガスがたまつてゐるわけでございます。したがつて、この辺の奥のところは濃いガスがたまると、当然この辺でたまつたものではなからうかといふふうに考へておる次第でございます。

○阿具根登君 それは当然なんです。それは常識で考へてもそれはつめでしよう、つめだからそれはたまるでしよう、それを指摘したわけですね。それはあたりまえのことです。しかも、ビニール管を使って、そうして作業中は途中で五馬力の扇風機で換気をやつておる、五馬力の扇風機でやつておる。それを今度はビニール管でつめのほうに直しておる。そうすると、つめのほうにガスがたまつておつたのだらうといふことは調査団の一致した意見です。だから、そこにたまつておつたことは事実であらうと思ふ。だから、そこは保安日誌に何%あつたかといふことなんです。そこにあつたガスがこれは引火すれば爆発してどうにもならない、三十人から死ぬような大きな爆発をするんだから。だから、そこにあつたからどこにあつたからといふのではない、当然常識で私もが坑内を考へ、常識で考へた場合に、ガスはここにたまるといふことは私どもも指摘してゐるわけですね。ここにあつたはずだ、しかも、局部扇風機だ、こういう事態で、私たちが全部そう考へてゐるわけですね。しかし、保安日誌にはおそろしくそういうことは書いておられない、私たちが現場におつたわけでもないし、あるいは現場の人がゐるわけでもないし、われわれが断定することはできない。といふことは、今度あつたらその状態をひとつ再現してみ、一体どうであらうかといふことを見る以外ないわけですね。それをされた場合に、そこにガスがあつたといふことになれば、爆発許容量以上のガスが停滯しておつたといふことになれば、私たちの考へておつたのがそのままではまるといふことになるわけなんです。そうすると、これは何も不可抗力でも何でもありません、会社の手落ちじゃないか、こういうことになりやしませんか。爆発があつてからこういうことを言うといふことは結果論になりますけれども、しかし、おそろしく会社の人でもだれでも、炭鉱に少し経験のある人ならば、この状態をお聞きになるならば、ここにガスはなかつたでしようか、ここではなかつたでしようかといふのが常識

じゃないでしようか。だから、その場合、その保安日誌のそのつめのガスが○・六であったかどうかですね。そうすると、その時間は一体いつであったのかという問題——何もその人が殺人とか故意とか、そういう意味で言っておるわけじゃないんですよ。爆発前のどのくらいの時間にはかられたら○・六であったか。その場合の扇風機というのは、おそらく作業中でしょうから、そうして、しかも、この爆発は作業が済んで上がる時にながれたその直後か何かだと思ふんですが、しかし、あるいはその前であったかもしれない。つながっていったらその直後だと思ふのです。そうすると、その前にはかられておったならば、もっとガスがあったという判断が成り立つわけですね。つめのほうには五馬力の扇風機が延びていていないんですから、作業のところでとめておられますから。したがって、その直後の爆発だとするならば、私は、非常にここにたまっておったんじゃないかならうか、こう思ふのです。そうすると、これは非常に重大な問題になってくる、こう思ふわけですね。その点をはっきりしてもらいたいというのと、あのD八号の払いが始まってから九十メートル進んでおるわけですね、その間、一回も保安検査をしておられない、これは一体どういうことなのかという事なんです。あれだけの払いを始められた、これを許可されて、そうして九十メートルも進むまで全然監督官が坑内に入っておられないという事は一体どういうことなのか。もちろん島でもありますし、交通不便でもありませんし、あるいは人員が足りなかったかもしれない。そうすると、通産大臣は六名しか増員もなさらないで、そんなことでどうなるかという問題に発展しますけれども、一体どういう理由であつたか、その点もお聞きしたいと思ふます。

○政府委員(川原英之君) まず、第一の、ガスをはかりました時期でございますが、これは先ほど佐伯課長から申し上げましたように、前の方ではかつたわけですね。したがって、そのときの風

管がどういふふうなぐあいになっておったか、これはなお佐伯課長から御説明申し上げたいと思ふます。

第二の、監督の度数が、二月一日に行つて四月まで行つてなかつたということにつきましては、まことにその御指摘の点、私どもも恐縮に存するわけでありまして、この炭鉱につきましては、大体二月に二つの割合で巡回検査をいたしております。これも事故が起りましてからいろいろ申し上げても申しわけになるのであります。すが、当然四月には行く予定であつたかと存じます。

○説明員(佐伯博蔵君) 先ほどの保安日誌の件は、八日の乙方の保安日誌というふうな聞いておりますけれども、それは何時にはかつたのかという点については、私のほうではよくまだ承知いたしておりません。それから、はかつた場所につきましては、当然奥のほうではございまして、一目抜きに付近またはその近くのところで、当然奥ではかつたものではないというふうな聞いております。

○阿具根登君 そうすると、乙方の人がはかつたとするならば、はかつた人はおられるわけですね、丙方の人だつたらあるいは犠牲になられたかもしれないが、乙方の人ならおられるはずだから、それははっきりわかるはずですね。そういう場合、保安係員が、私が常識的に考えて、このつめがガスがあふないんじゃないかならうか、出るのじゃないかならうかと、しかも、作業中はそこには風を送つておられないということになれば、当然それは考えなければいかぬ。どうしてそこをはかつておられないのかですね。現在おるところもそれははかるのは当然ですが、そこは扇風機が回つておる、扇風機の風が回つておる。そうするならば、作業はしておらないで、そのつめは、これは掘進が入つておるのです、このゲートは掘進が入つておるのではありません。

○説明員(佐伯博蔵君) つめのほうを掘つておつたわけでございますが、計画を一部変更しまして、四月七日から、掘進は、九号ゲートにつきましては一目抜きに掘進をいたしておつたということでございます。

○阿具根登君 そうすると、そのほうは人が入つておらなかつた、だから風も送つておらなかつた、こういうことですね。そうすると、あなた、抗内の常識で、そういうところは一番危険じゃないの、古洞とかそういうところはね、どうしてそういうところをガス検定されなかつたか。当然そこにはガスがたまるといふことを、しかも、保安の係員やらの専門家の方がたくさんおられるのに、なぜそんなところをはからなかつたんだらうかですね。これは常識で考えられますか。ただ本人らがおるところだけはおつておけば安全だということになりますか、私はそうならなと思ふ。どういふことでしょうか、そこは。

○説明員(佐伯博蔵君) その点につきましては、よく現地のほうでも目下担当の係員その他の人について聞き取り調査をいたしておる最中でございますが、この辺のところは、おっしゃられるように、はかるべきというふうな言つたほうがよいと思ひますが、はかるべきところではなかつたかというふうな私も存じますが、その辺については、なぜそうだつたかという点につきましては、目下聞き取り調査をいたしておる最中でございます。

○石田次男君 関連して一つ、いまの問題ですが、そのところは常時作業に入つていないのです、ね、そんなら袋になつておるわけですよ。そこところへガスの検定機、測定機みたいなものを一つ置いて、それを時間をおいて見に行くというふうなシステムはとつていなかったのですか、それもしなかつたのですか。

○説明員(佐伯博蔵君) そのような形になっておらなかつたわけでありまして。

○阿具根登君 これは非常に重要な問題ですから、まあたくさんの方がなくなつたし、あるいはけがもされておるし、今後の問題もありますので、慎重にひとつ調査してもらいたいと思ふのです。これは先ほどから申し上げましたように、これだけひんぱんにガスの爆発があるけれども、ここには五割以上のガスがありますという保安日誌があつたかどうか、一べんでもありましたかどうかですね、そういうことがあれば私はずうだと思ふのです。しかし、おそろくどの日誌にも○・五割か六割ぐらいの記入しかしてないと思ふのだ。いままでの爆発した場合の、その前の保安日誌は五割以上あるというふうなことがあつたかどうか、一べん聞かしていただきたいと思ふのです。

○政府委員(川原英之君) ただいま阿具根先生より御指摘の点につきまして、現在現地でそれぞれその担当の係員その他から聞き取りをいたしておる段階でございます。なお、その保安日誌にありましたガス量その他につきましてはいま御指摘の点につきましては、私も個々にまだ詳細聞いておりませんので、至急歸りまして詳しく調べようにいたしたいと存じます。

○阿具根登君 まあこういう点でだれかの責任を追及するというふうなことになる、かえつてまづいのですが、私が言いたいのは、実際の現場で働いておる人は何にも知らないのです。あるところではガスが何%ありますという事は書いてあります。しかし、実際に検定機を持っておらぬ人たちは、それを信用する以外にない。自分の周囲にどれだけのガスがあるかわからない。だから、今度本会議で質問いたしましたときに、通産大臣は、警報機をつけると、こうおっしゃいます、それから、甲種炭鉱全部におつけになるのである、か、どういふお考えなのか、その点をひとつお聞きしておきます。そうすると、警報機があれば電気がつくなりブザーが鳴るなりして、だれでも、ここはあふないと全部の人が気づくわけなんです。ただ一人か二人の人が検定機を持っておつた

のでは、こういう問題があればみんな疑いが生じてくる。そうすると、保安の任に任じておられる係員の方にも気の毒です。そういう目で、私たちが現場から遠く離れて、こういうところで、そういう疑いの質問をしなければならぬとか、それに対する答弁をしなきゃならぬというようになると、まじめな保安係の人はとてもいやだろうと私は思うのです。しかし、人間の生命に関する事でございすから、こういう質問もしております。だから、これがだれの目にもわかる、どれだけガスがあったならば電気がつくのだ、赤ランプがつくのだ、警報が鳴るのだということならば、これはだれも疑うところがない。だから、当然これはつけにやならぬ。ところが、大臣はこれをつけるとおっしゃったから、全甲種炭鉱におつけになるだろうと思うのですが、いかがでしょうか。

○国務大臣(櫻内義雄君) 先般、大手十七社及び石炭鉱業連合会の専務理事等を招きまして、そうして保安管理組織の整備、保安教育の徹底、保安技術の開発及び導入、坑内施設の充実整備、重大災害の防止対策の徹底等につきまして詳細指示を与えました。その中で、特にガス自動警報機等の新規保安機器の積極的導入につきましては、政府としても、現在、これは阿具根委員御承知のように、保安融資が四十年分大体八億の用意がございますので、これを積極的に利用してもらいますとともに、もしかりにこの融資の範囲でガス警報機がつけにくいような鉱山があってもいけないと思ひまして、私としては閣議の席上、總理並びに大蔵大臣に、特にわれわれのほうから至急に立案いたしますから、保安に関する助成処置も講じてもらいたいというようにお願いをしておるわけでありす。で、この十七社の代表の方々と、こういう点について相当突っ込んだ議論をいたしました。ただ、この場合、きわめて遺憾でありましたのは、現在のこの自動警報機の生産能力が、十分いま御指摘の、かりに甲種炭鉱の、それも特に切り羽その他一番警戒しなきゃならぬというところへ装置するにいたしまして、生産が追いつくのかどうかという点、また、数種あるところでございまして、必ずしも、全部が全部十分能力を持っていけるかどうかという点についての疑問もあつたわけでございますが、しかし、それはそれとして、これは私のほうとしても生産会社にひとつ奮励をするから、常識的に自動でガスの測定ができるというにもかかわらず、それがされてなくて起きたというのであれば、これは国民感情が許さぬという、まあ私のそういう率直な意見も申しまして、十七社及び協会に対して積極的に要請をしております。また、政府としてやり得ることはいたしたい、こういう考えでございます。

○阿具根登君 大臣のお気持ちはわかるのですけれども、私たちは、このあと、まだ法案を三つ審議しなければならぬわけですから、その法案には、新鉱開発に対しても無利子の金を長期に貸すようになつていける法律案があるわけなんです。そんなものに無利子で長期の金を貸す、それだけの親心があるなら、こういうやつにこそ、なぜ無利子で早くこれをやれといつてやしませんか。やらなかつたらだめだといふ注意してもだめです。だから、こういうガス警報機をつけなければだめだ、そのかわり、これに対する金は無利子で長期で貸してやるから直ちににつけると、新鉱開発だのこういう問題もたいへん問題だけれども、そういうものもやらなければいかんけれども、その前に、まず人間の生命を守らなければいかんじゃないですか。生命を守るのに、まず無利子でもいいじゃないですか、ただでもいじやないですか。そのかわり、責任はおまえたちに負わせるぞ、もしもそういうことがあつたらたいへんなことだし、そのくらの意気込みがなくてどうして保安が守れますか。できないですか、そういうことは。

○国務大臣(櫻内義雄君) 御趣旨の点は私も十分了解できます。したがって、この保安施設の整備強化につきましては、大蔵当局との間に私も積極的に交渉いたすと、また、その前提として、閣議の席上で今回の緊急対策の了承を求める際に、

特に私が発言をいたしておるのであります。その成果をすみやかに期したいと思つております。ただ、きわめて遺憾なことで、そういう警報機の製造能力のほうに欠けるところがございまして、この点についても奮励をする考えでございます。

○阿具根登君 製造能力が間に合ふぬということになれば、諸外国ではどうでしょう。何かとなれば貿易の自由化で、非常に外国から何でも入れることは通産省一番好きな省なんです、こういう人命尊重のそういうやつこそ、ひとつドイツでもいいしアメリカでもいいし、社会主義の諸国でもいいでしょう。そういうところには日本ほどガス爆発がないのだから、そういうやつがあるに違いない。そういうやつこそ、ひとつどこからでも早く入れてもらつちやいかんではないですか。

○国務大臣(櫻内義雄君) この輸入の点につきましては、まことに申しわけありませんが、十分検討しておりますのでさつそくに、幾らでどの程度のものが買付けられるか、そういう点は調査をいたしたいと思ひます。

○阿具根登君 それから、非常にこれは専門家の意見が分かれていようですから、私がここで断言するわけにはいきませんが、北海道のガス爆発のとき、高圧酸素治療器を北大の壁を破つてまで持つてこられて、非常にそれが効果があつたというのを聞いておりました、三池の災害を目のあたりで見ている私たちは、そういうやつが三池にあつたならば、現在六百人から八百人近いといわれておるあの患者が相当助かつたのじゃなからうかと、こういうふうにも思つておるわけなんです、今度伊王島じゃその必要もないような話まで聞きました、少なくとも、私たちは現場へ行つてこの高圧酸素治療器を前にして、中の人が治療しておるのを見ながらこの専門家の医者に尋ねましたところ、三時間入つていれば全然違つてくる、特にやけど等には非常にいいといつて、専門家の方が非常に喜んでおられるし、推奨されておられるし、患者の方々も、早くそこに入つてなおしたいという空気があつたわけなんです。そうしますと、この種の爆発があつては困るのですけれども、皆無ということとは考えられんならば、それを五台なり六台なりを九、北の大学なり、あるいは要所に手配をしておくということはできないでしょうか。ガス爆発だけでなく、あるいはそういう火傷もあるし、あるいはこれで治療するほう非常にいい労災の方々も多少あると思うので、そういう据え付けをするお考えはあるかどうか、聞いておきたいと思ひます。

○政府委員(川原英之君) ただいま阿具根先生から御指摘いただきました高圧酸素室でございますが、私も、基本的には先生と同じような意向でございます。ただ、これをそういう方向に進めますために、現在各省寄つて、どういふうな進め方をいたそうかといふことで、至急に科学技術庁の調査費等も考慮いたしまして、現在検討いたしておるちやうど最中でございます。なお、その結果を待ちまして至急に結論に進みたいと思ひますが、ただいま先生からおっしゃいましたように、これは私の聞きまるところでは、ベルギー等におきまして、火傷を対象にした、つまりやけどの療法として新しく最近開発されたいわば治療技術であると聞いておりますが、今回の夕張におきまして、非常に私どもが見ます限りでは効果があつたといふふうにも思つておりますが、なお、それぞれの専門の分野におけるいろいろ意見もまだ若干はあるようでありすので、そういった点も調整して、結論におきましては、できるだけ先生の御指摘のような方向へ進めたいと思ひまして、現在寄り寄り検討を進めておる段階でございます。

○阿具根登君 それから、これは毎々問題になるのですが、おそらく保安局としても通産大臣としても、そういうことは万ないようになつて注意するといふことを言われると思うのですが、監督官が行かれる場合は、依然としてまだ事前通告ですね、だから坑内をきれいに清掃する、そうすると、これは監督官が見えるのだとすぐわかるというわけなんです。そうすれば、これは私はほんとうの保安の監

督ができないと、この前も抜き打ち検査というのをあれだけ私も叫びましたし、通産省としても抜き打ち検査をやるべきだという意見を私ははっきり申されたと思うのですけれども、まだそれはやってもらえない。そうして会社に通告をされておいて、会社は、監督官が通る坑道はきれいに掃除される、岩粉もまかれる、これも一つの保安対策かも知れません。しかし、そうでなくて、実際の姿を見るためには、やはり抜き打ちでなければならぬというのが一点と、それから、検査をしたならば、直ちにそれを会社に報告される場合は、その写しを必ず同時に組合にもやってくださいます。ところが、今度伊王島では全然そういうことはなくて、組合は何にも知らなかった、こういうことなんです。だから、事前通告をせずに、抜き打ちに検査をするということ、それから、会社に対する勧告は必ず組合にもやる、組合も保安の問題に対して逃げてはならぬと私は思うのです。それを知った以上、組合にも責任はある。それだけお互いが責任を感じなければ、この種の災害は私はなおらないと思う。だから抜き打ち検査を行なう、それが普通だ。それを行なうということ、勧告した場合は、必ず写しを組合にやる、それから、検査に行かれる場合は、それは保安は会社の責任でありまされども、会社の保安は責任者の案内だけでなく、組合のやはり責任者も一緒に現場を見て回ってもらう、こういうことを実施してもらいたいと思うが、それについてはどうですかという問題と、こういう問題が起これば、自然ここでそういう監督官が事前通告をしたとか、あるいは会社の寮でどうだったとか、あるいはどうだとかで、いまわしいうわさを聞きます。私はそれが全部だとは思わない。しかし、確かにそういう事実もある。炭鉱だけでなく、鉱山も調べてみるとあります。しかし、それだけを取り上げて全部がそういうことをやっておるといふようなきめつけ方を私はしたくない。それよりも、非常に真剣に危険な場所に行つて保安の検査

をされ、率直にこれを会社に報告その他をされたような方、そして未然に災害を防いだ、あるいはそれを忠告したにもかかわらず、それができなかったという方な方に対しては、会社を保安優良炭鉱と表彰するのでもいいでしょうけれども、そういうまじめな監督官に対しては、これはまじめな人に対してはまじめなだけの思いやりを持たなければならぬ。こういう事故が起これば、いつもおこられるのは監督官、まじめにやっておつてあたりまえ、こういうことでなくて、まじめな監督官はまじめな監督官として優遇すべきであるし、大臣としてそういう人たちの表彰してもらいたい、私はこう思うのです。そこにはとうとう人間が働く基盤ができてくる、かように思うわけですが、その問題について通産大臣にお伺いしておきます。

○国務大臣(樺内義雄君) 従来、抜き打ち検査はやつておるのでございますが、それが十分でない、こういうことだと思ひます。この点については、なお局長より詳細申し上げます。

また、この保安についての結果を組合のほうに通告をするようにという御意見については、これはすでに本会議でも、衆議院であつたか参議院であつたか、私ちょっとはつきりいたしません、そういう処置を講ずることが現在でもできるものになつております。これは励行をいたしたいと思ひます。

なお、まじめな監督官に対する表彰もしくは優遇措置の件についての御意見については、これを尊重いたしまして、具体化したしたいと思います。

○政府委員(川原英之君) ただいま大臣からお答え申しました点につきまして、若干事務的な補足をさせていただきます。

最初の抜き打ち検査の問題でございますが、これは私も少しもして、昨年来、抜き打ちを原則とする。もちろん落成検査その他の特殊な検査につきましては、これは事前に通告して、操作する人がおるように通告をいたしますけれども、一般の検査につきましては抜き打ちを原則としておりまして、私も報告を受けております限りでは、ほとんどが抜き打ちという形をとつておるといふ報告であります。ただ、その点、抜き打ちの意味につきましては、私もこれは山に着く直前に、いまから行くということを出かけるのを、これはだれもいらないような場合もございまして、いろいろ操作をやる時間を与えずして、一時間前とか三十分前に山に着くころを見はからつて通告をするというふうなことはやつておるかと思ひますが、大体そういうふうな方で、ほとんど坑内の操作をする時間を与えないような検査をするように打ち合わせをいたしてまいつておるわけでございます。なお、先ほどそれは十分でないというふうな御指摘もございましたので、その点につきましては、さらに私も検討してその方向を強く励行したい、かように考えます。

それから、なお、一般の鉱山労働者全般に監督の結果を通知し、周知してもらつてというふうなことににつきましては、先ほどもお答えがございましたが、われわれとしましては、この具体的なやり方その他につきまして、現地とも十分話し合いをして、前向きにいま検討を進めております段階で、これは逐次その方向に強く進めてまいり、私としてはそういう感じを持っております。

○大矢正君 ただいまの阿具根委員の御質問に対する答弁に関連して、一点だけ。これは質問というよりは、私の意見を申し上げて、はたしてこういうことが保安対策上とられるものかどうか、とすることができるかどうかということをお答え願ひたい、こう思ひます。石炭課長に質問するところのもの、ちょっとこれは国会の対政府委員との関係もあつて、おかしなことになると思ひますが、これは非常に技術的な問題なので、この際、石炭課長はどういう考えかということをお尋ねしておきたいと思ひます。

それは、申すまでもなく、坑口から始まつて切り羽、さらに新しい切り羽をつくるための準備の最先端まで、どここの個所で爆発が起つても坑内は完全にガスが充満するし、おる人のほとんどはなくなつてしまふという、こういう坑内の構造上

の問題からいって、坑口から切り羽の準備の掘進の現場まで全部ガスを測定するということは、なかなかこれはできることじゃないと私は思うのであります。したがつて、その面はその面として、おおよそどこにガスが一番停滞しやすいか、それから、また、ガスの排除に十分ななければならないかというところは、現場でも私は指摘できるのじゃないか、こう思うのであります。したがつて、しばしば保安日誌の問題が爆発の際に論争点になるわけなんです。そこで、かりに今度のような事故の場合には、掘進の目抜き現場はかりにここいらで、あるいはまた切り羽はどこいらでというように、ガスが比較的停滞すると目される地点については、必ず一、二番、三番方、全部ガスの測定をして、それを記録に残し、その記録を監督官庁である監督署なり局なりに提出をするという監督者の義務づけを私はやることによって、監督者はかなり保安の確保に積極的になるのではないかと気がいたします。現状の状態で、監督者の保安確保の自主的な判断だけでガスが測定されて保安日誌に残るだけであつて、しかも、その保安日誌というのは、必ずしも最終的には責任の持てるものでもないと思ひます。したがつて、法律にするか規則にするかは別としても、この坑内はこういう箇所について監督官から指摘を受けたという場合には、必ず保安係員はガスの測定をして、まとめてこれを報告しなければならぬというようにすれば、監督官といへども、毎日一、二番、三番方が坑内に入ってガスを測定するわけにはいかぬと思うから、結局のところ、保安係員といふものが忠実にガスの測定をしていられるかどうか、そうしてそれをどう記録にとめていられるか、その記録が、かりに事故が起きた場合にはどういう意義と効果を持つのかということを十分考えられて、そういう方向をとることができないかどうか。もし私は現在の法律や規則をもつてはそこまで監督者にガス測定の義務づけをすることがむずかしいと思ひます。法律の改正をしてでも、私は、それをやることによって、監督者は、従来

よりも増してガスの測定について慎重に、かつ、真剣にならざるを得なくなるのではないかと、こう思うのであります。その点について実務屋としての石炭課長は、私のただいま申し上げたような考え方についてどうお考えになっておられるか、お答えをいただきたい、こう思うのです。

○説明員(佐伯博藏君) ガスの測定につきましては、当然国家試験を受けた保安技術職員が検査をいたしておるわけでございます。先生御指摘のように、どういふところが一番あぶないんだ、一番たまりやすいんだというのはおおよそ見当はつきましますので、そういう点を特に注意をして現在測定をいたしておるはずでございます。

それから、それらの保安日誌につきましては、上級の係員または保安管理者というふうに、上級の方がそれを検閲をいたしておるわけでございます。それから、一方、保安監督員制度もございまして、保安監督員がまたサイド・チェックをいたしておるわけでございますので、私といたしましては、現在の体制が悪いということではなくて、それを忠実に実行すればいいんじゃないかな、こういふふうな感じはいたしておりますが、それらをあわせまして、何と申しますか、その体制を十分に活用していくことではないかな、こう思っております。

それから、保安日誌を全部監督局ないし監督署のほうにということになりますと、一つの炭鉱でも、御承知のように、採炭、掘進、仕繰りと、坑内保安係員がいふたくさんおられるわけでございます。それらの日誌が全部集まっておりますと、なかなかなそれを現場におらない場合の監督官としては審査がむずかしいのではなからうかというふうな感じがいたすわけでございます。

○大矢正君 いま石炭課長が言われるとおり、技術的にはなるほどむずかしいところは私はあると思う。私もそのことは認めないわけではないのであります。しかし、かりにAの炭鉱はことごとことここというように規定して、十カ所とか二

十カ所とか、特定のところを規定する。しかし、掘進をや、採炭をやれば、当然切り羽なり坑道が進んでいくわけでありましますから、十日なり半月なりたつことによつて、坑内の状況というものは、局部的にはかなりの変化を示すわけですね。したがって、その面はどう取り扱うかという問題は残りますけれども、やはり私は、経営者の自覚と申しますか、経営者といひましても、かりに社長が幾ら号令をかけてみたところで、現場の保安係員といふものがほんとうに人命尊重の立場、保安確保の立場の考え方がなければ、幾らこれは経営者が叫んでみてもしょうがない話でありまして、私は、この際、炭鉱の経営者もさることながら、現場の直接の責任者といふものに強い責任と自覚を持たせる意味においても、いま私が申し上げたようなことをこれからやるぞと、こういうことになれば、私は、考え方の上において現場の職員といふものはかなり違ってくる、こう思うのであります。したがって、現状のままでけっこうであるというふうなことはなしに、私がいま申し上げたことも十分考えてこれから措置をしていただきたいということを強く——これは石炭課長に申し上げてもしようが、ありませんから、大臣、そして保安局長に申し上げておきたい、こう思っています。

○國務大臣(樺内義雄君) 御趣旨につきましては、徹底をするようにいたしたいと思ひます。私は、実はふしぎに思つておることがあります。これはもう申し上げては、かえつて失礼なのであります。保安法によつて労使双方による保安委員会があらつて、そして監督官の巡回検査の結果に基づき監督局の通達書はこの委員会に通知されると、そうすると、この委員会ではほんとうに真剣にやってくればこれが一つの効果があるんじゃないかと、おそろしくいふことが現実には等閑視されているんじゃないかというふうにいふ御質問を聞いておつて思ふのであります。また、先般の法改正によつて保安監督員の補佐員制度ができて、そしてこの鉱山労働者の意見を反映さ

せようと、こういうことに三池の災害後になつたことを、私もこの間うちからのこういう災害がございまして調べて承知をしておるのであります。が、こういうような点がおおむね十分でないかと思ひます。それで、ただいまの御指摘の点は十分私として尊重をいたしまして、なおこの法律の上で、あるいは政令や省令の上でいまの御意見を反映して十分な措置がとれるといたしますならば、これは私として改善をするにやぶさかでございます。

○委員(小柳勇君) 速記をとめて。
〔速記中止〕
○委員(小柳勇君) 速記を起こして
○阿貝根登君 それでは、委員長のおことはありますので、もう一点だけ御質問をしておきます。

これは質問というよりも、要望にもなりますが、遺族の対策でございますが、先ほど局長のお話では、現地に対策協議会もつくつておられる、まあかように聞きました。が、三十歳の若いしかも、小さな子供を連れた未亡人が大部分でございます。労災保険を見ても、大体平均百五十万ぐらいの補償がされておるようでございます。現在の物価高でいまから育ち盛りの子供を育てていくといふことは、並み大抵のことではない。日鉄さんだから相当なことはやっていた、た、また、やっていた、たかなければならぬと、こう思ふのですが、会社は国に甘えるといふことじゃなくて、自分でできるだけのことをやらなければ、あれだけの小さい島です、あの小さい島で三十人の未亡人がどういふ生活をされるかと思ふ場合に、おそろくなれた島を出て行かねばならないといふようなことも起きてくると思ふのです。だから、十分今後の生計が立つていけるように、ひとつ会社に対しても十分責任を持つていただくし、また、それができない場合は、国としても、今後の未亡人対策については、十分保証していただきますように、特にお願いなり意見を申し上げて私の質問を終わります。

○石田次男君 また次の機会にこの問題をやるということですから、二、三問だけお伺いしておきたいのですが、一番先に巡回指導監督の問題です。鬼木委員が本会議でもって聞いたのですが、現在のところ、四半期に一回ぐらいずつ巡回検査をやつてゐる、こういうことですね。
〔委員長退席、理事大矢正君着席〕
これは現在の監督官の人員その他から見れば、いふのか、それ以上現在の人員でどれくらいまでこの検査を強化すればできるのか、その辺をお伺いしたいのです。

○政府委員(川原英之君) 巡回につきましては、これはいろいろ甲種炭坑、乙種炭坑によつて若干の相違はございますが、大体二カ月に一回、多い炭坑につきましては毎月といふふうな頻度で巡回をいたしております。なお、これを強化いたしますために、四十年の予算におきまして検査旅費その他を相当増額いたしました。今後は多いものはもちろん毎月、それから、少なくとも三カ月に二回は行けるような頻度で巡回計画を立て得るような体制を現在とおつておる次第であります。なお、現在の人員をもちましてさらに若干の頻度を増加することも、旅費その他の関係が本年度認められましたので、この新しい予算をもちましてさらに頻度を高めた検査をやる、かように存じております。

なお、これに並行いたしました、今年度からは従来の一名ないし二名の監督をもつていたします方法でなしに、数名のそれぞれ電気、採炭などの専門の監督官をもつて構成しますチームで総合的な総合監督を強化いたしてまいらるつもりであります。

〔理事大矢正君退席、委員長着席〕
今回の伊王島の災害にかんがみまして、その後、緊急対策として、全国の鉱山について、特に最初は大手の甲種炭坑につきまして、五月までこれを全部総ざらいをするという考え方で、現在その方向に向かつて進んでおる次第であります。

○石炭課長(佐伯博藏君) 巡回につきましては、これはいろいろ甲種炭坑、乙種炭坑によつて若干の相違はございますが、大体二カ月に一回、多い炭坑につきましては毎月といふふうな頻度で巡回をいたしております。なお、これを強化いたしますために、四十年の予算におきまして検査旅費その他を相当増額いたしました。今後は多いものはもちろん毎月、それから、少なくとも三カ月に二回は行けるような頻度で巡回計画を立て得るような体制を現在とおつておる次第であります。なお、現在の人員をもちましてさらに若干の頻度を増加することも、旅費その他の関係が本年度認められましたので、この新しい予算をもちましてさらに頻度を高めた検査をやる、かように存じております。

なお、これに並行いたしました、今年度からは従来の一名ないし二名の監督をもつていたします方法でなしに、数名のそれぞれ電気、採炭などの専門の監督官をもつて構成しますチームで総合的な総合監督を強化いたしてまいらるつもりであります。

〔理事大矢正君退席、委員長着席〕
今回の伊王島の災害にかんがみまして、その後、緊急対策として、全国の鉱山について、特に最初は大手の甲種炭坑につきまして、五月までこれを全部総ざらいをするという考え方で、現在その方向に向かつて進んでおる次第であります。

○石田次男君 時間が無いから端的に伺いますから、長い答弁は要らぬですから、ひとつ端的に答えてもらいたいです。

現在、二百七十五名に七名増でやっておりますね。これで二月にべんといたしますが、最低月二回巡回検査をがっちりやるとしたら何人要りますか。

○政府委員(川原英之君) いろいろ具体的には場所等の関係計算いたさなければなりませんので、いま直ちに御即答いたしかねるのであります。が、月二回全鉱山ということになりますと、おそらくあと百名くらいは要るのではないかと思います。

○石田次男君 いまの答弁によると、あと百人くらい増員すれば月二回総合的にがっちり検査できるということですね。それは、間違いありません。

そこで、大臣に伺うんですが、いまの答弁が間違いないとすれば、百人くらい増員して徹底的に訓練したとしてもたいした時間がかかるものじゃない、思い切ったそういう、抜き打ちとか、いや通告とか、わずらわしいことを言っていないで、もう常時検査、月二回は最低行くのがあたりまえだ、常時だからというふうに会社側でも観念するくらいに徹底的にやたらどうですか。これは人員増加でもって別に予算が膨大化するという問題でもなし、やる気になればできると思うのです。

○国務大臣(櫻内義雄君) 百名の増員でいまおっしゃる通りにやり得るかどうかが、やりようにもよるのでございましょうが、私としてにわかに判断をしかねますが、しかし、人員の増加に伴う予算というものはその多額のものでございせんから、保安強化のために極力人数をふやすということにつきましては、私としても今後の予算折衝に十分努力をいたしたいと思います。

○鬼木勝利君 関連。
いまの問題ですが、これは大臣も御記憶があると思うのですが、私は予算委員会で、この保安官

の増員ということに對してあなたに御質問を申し上げたところ、本年度は七名増だ、それだけで保安の完べきを期することができると。ところが、あなたは、それは人員の多いのにこしたことはないけれども、現在のままで十分完べきを期するつもりだ、御安心願いたい、こういうことで、間もなくこの伊王島の不祥事が起こった。今度また私が本会議で緊急質問を申し上げたところ、これに對しても、すこぶる事務的に、大臣は木で鼻をくくったような答弁をなさったが、ただいまでは百名増に對しては、そうたいして予算も要らぬ、十分努力する、趣旨に沿うようにやりたい——保安に對するあなたのお考え自体が、非常に私は信念がないのではない。心境がにわかになつたのだとあなたが仰せになればそうかも知れぬけれども、もう少し責任者として大臣の確固たるお考えを、われわれがこういうことを申し上げなくても、あなたから、こういうような自分では對策を講ずるつもりだ、そういうおことばをむしろわれわれはほしかった、その大臣の御見解をはっきりひとつ。そうして百名くらいでできるかできないかということも研究していないというふうな御答弁で、いつまでもたつても結論も出ないし、對策が樹立できないのではないですか、その点、大臣ひとつはつきりおっしゃってください。

○国務大臣(櫻内義雄君) 結論は、いまも石田委員に申し上げたとおり、私は十分努力をするというの、これが結論でございます。しかし、確かに私は記憶しております。鬼木委員の御質問の際の答弁は、これはたいへん恐縮ですが、私もここで率直に申し上げたいと思うのであります。當時予算の御審議を願つておつて、かりに私がもう折衝の済んだものをここで不十分だと言へば、それじゃもう一つ予算を考えろ、こういうことになる。すでに私が大蔵当局と話し合つて結論のついたものについて責任を持つて答える立場にございまして、そういう立場からの私の表現というのは御了承願えないとしても、私の気持ちはひとつお聞き願いたい。

なお、いまの百名の問題は局長がお答えしておるので、その百名の数というものが適當なのか、また、保安監督のやり方というものもある。しかし、私としては、今後の予算折衝で十分保安官を増員すべく努力をいたしたい、これが私の結論でございまして、できるだけこれは増員をするように努力をいたしたいと思います。

○鬼木勝利君 いや、そういうふうにあなたがおっしゃれば私もわかる。それをあなたが予算委員会でも本会議でも、すこぶる事務的に、多いにこしたことはないけれども、現段階でやるのだというふうな御説明です。いや、それはまことにあなたのおっしゃるとおりで、私も現段階ではこれでは満足できない。しかし、一生懸命予算の折衝をしたけれども、遺憾ながらこういう状態になつたのだから、将来は大いにこれを増す考えであるとか、補正予算でもまたお願いするつもりであるから、ひとつよろしくと、そういういまのようになつたが御話になれば、私も大いににっこり笑つて、大臣もなかなかわかつているわい。それをあなたも木で鼻をくくつたような答弁をされるから、私は徹底的に追及しようとする、おわかりでしょう。

○国務大臣(櫻内義雄君) 私のことは不十分でございましてことは申しわけないと思ひます。ただいま申し上げたとおり、私として最善の努力を払つて保安行政の完べきを期したいと思ひます。

○委員長(小柳勇君) 速記をやめて。

〔速記中止〕

○委員長(小柳勇君) 速記を起こして。

○石田次男君 私がいま聞いてゐるのは、大臣は正確に御理解いたしていないような気がするの、たいへん失礼ですけれども、いま事務局に聞いて百名くらいという答弁をいただいたのですけれども、百人だから、百人だから、百五十人だから、そういう意味で申し上げてゐるのじゃない。極端にいへば、いまの二百七十五人を五百人にしようとするか、もう抜き打ちであつたかどうかというふうなことではなくて、最低月二

回はもうぎりぎりの限度としてがっちり常時検査をするだけの人員というものでこれは調べればめどがつくと思うのです。そういうふうな検査体制の頭と政策を切りかえる考えはないかということをお伺ひするわけですね。その点いかがですか。たとい千人かかつて……。

○国務大臣(櫻内義雄君) 考え方について私は一つ異論はございせん。完べきを期すほどいいのであります。しかし、急速にそういう人員増というものが——私としては先ほども結論は申し上げたわけにございまして、最善の努力を払う、しかし、そのように実現できるかどうか、また、その人員についても、ただ十分な根拠なくして大蔵省との折衝もできないのでありますから、それらの点については、十分われわれとしては折衝の上で抜かりのないような用意をして折衝をいたしたい。保安の完べきを期することには一つ異論はない、そういうことでございまして。

○石田次男君 その点は了解するとして、それは必ず今度の補正予算ないし来年の新規予算のときまでに大臣の決意というものが具体的な形で実を結んでくるものと期待してよろしいでしょうね。これが一つ。

それから、あと時間がないといひますから、もう一つだけ伺ひますが、やはり本会議で鬼木委員から、こういう大災害を起こした炭鉱経営者の責任を明らかにすべきじゃないかという質問をしたわけですね。それに対して総理大臣は、単に道義的な責任を主体として質問なさつてゐるのじゃないかと、こんなふうな答弁をされておりました。それが、道義的な責任という問題は、これはあたりまえだと思ひます。国会で論議する段階の以前の問題だと思ひます。われわれが考えるのは、むしろそこから一歩進んで、これは個人に對しては酷になるような考えではありませんけれども、人命に關する問題でありますから、こういうある程度以上の大災害が起こつた場合には、経営の責任者である経営の首脳陣ですね、これらに對して法的なある程度の責任をとらせるといふ政治姿勢

が私は必要だと思ふのです。具体的に退陣を要求するとか、あるいは何らかの形で責任を實際に背負うという、そういう一つの行政上の処置、こういうものを考える気はないか、こういうふうでも本会議の質問は設定したわけでありまして、大臣からこの点についての御答弁をお願いしたいと思ひます。きょうはこれでやめておきます。

○国務大臣(櫻内義雄君) 炭鉱経営者の責任については、政府の最高責任者である総理から御答弁がございまして、私としてはその御答弁を順守していくべき立場であらうかと思ひますが、しかしながら、いまの御意見につきまして、私がさらに総理に対して献策をするということについてはやぶさかでないと思ひます。

なお、鉱山保安行政の完べきを期するための今後の積極的な姿勢については、先ほど来申し上げておきまして、私のそういう心がまえと予算措置、金融措置その他の面については、必ず成果をあげたいと思ひます。

○鬼木勝利君 もう時間がないから、私はもう本会議で緊急質問をやっておりますから、やりませんけれども、一問だけ。保安局長のさっきの御説明で月に二回とおっしゃっておったけれども、その点ちょっと私とばじりをとらえるわけじゃないか、われわれ現地に視察に行ったときのあなたの説明では、四半期に一回というふうに記憶しておる、四半期に一回とおっしゃっておるが、一回以上というのかどうか。

○政府委員(川原英之君) 先ほど御説明を申し上げましたように、一般的には鉱山によって多少相違がございしますが、大体二ヶ月に一回が多いのでありますが、伊王島の場合にも四半期ということもあるいは現地で申し上げたことすれば、四半期よりは多く回っております。あの場合には二ヶ月に一回ないし三ヶ月に一回ぐらいの割合になっておるかと思ひます。なお、その間に総合検査等が入りますので、一般の巡回検査はそのような回数でありますけれども、その間における総合検査等を入れま

すと、回数はさらにふえてまいります。なお、非常に多い鉱山につきましては二ヶ月に一回以上回っております。

○委員(小柳勇君) 他に御質問もございませうです。本件につきましてはこの程度にとどめます。

○委員長(小柳勇君) 臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正する法律案、石炭鉱害賠償担保等臨時措置法の一部を改正する法律案及び石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案、以上三案が一括して議題とし、質疑を行ないます。御質疑のある方は、順次御発言をお願いします。

○田畑金光君 私はたくさん質問もありますが、時間もこういう時間であるし、先ほどの理事会の申し合わせを尊重して、二つの点だけお尋ねしておきたいと思ひます。

第一の質問といたしまして、問題点を申し上げますから、ひとつ大臣なり局長からお答え願いたいと思ひます。

第二次答申の趣旨は、企業経理の改善ということと強く取り上げております。そのためには炭価の引き上げ、利子補給措置、炭害賠償の補助率の引き上げ、あるいは無利子の融資のワクの拡大、設備投資などについて、特に政府に勧告措置を講じておるわけですか。そこでお尋ねしたいことは、いろいろ今度の予算措置を見ましても、政府は、この答申に基づきまして各種の措置を講じておるが、たとえば炭価の引き上げ等については、一般炭価が三百円であるとか、あるいは原料炭については二百円であるとか等々、そのほかに、先ほど申し上げたように、利子補給の措置などを講じておられますが、これらを総合して見た場合、ト

ン当たりの程度の引き上げ措置になるのか、これを端的にお答え願ひたいと思ひます。これが第一でございます。

次にお尋ねしたいことは、この利子補給措置の期間でございますが、これは調査団の答申を見ましても、いついつまでだという期限を付してお

りませんが、利子補給措置についてはどれぐらいの期間を政府としてはめどとして今後施策を進めていかれようとするのか、これも明確にお答えをいただきたいと思ひます。

さらに、次の問題としてお尋ねしたいのは、三十九年度から四十二年度の間にいうようなことで一応調査団の答申となつて出ておるわけでありまして、この間の資金の引き上げ率等については七・五パーセントというものが一応めどになっておるようでありまして、物価の推移などについてはどのようになつておるのか。資金、物価の推移などについて一つの前提が狂つてまいりますと、調査団全体の答申が当然狂つてくるわけでありまして、資金については、先ほど申し上げたように、一応七・五パーセントという基準が前提想定となつておるようです。物価についてもどうなのか。ことに、また、資金につきましても、現在炭労でも全炭鉱でも、それぞれ資金引き上げを要求し、これが重大ないま段階にきておるやに聞いているわけでありまして、七・五パーセントということになってくると、一方当たり一体幾らぐらゐになるのであらうか、こ

ういうようなことも、当然計画全体から出た場合に、われわれとしては正確な数字面について把握をしたいわけでありまして、この点についてお答えをいただきたいと思ひます。

次に、これに関連してまたお尋ねしたいのは、利子補給措置というものが、申すまでもなく、開銀の資金であるとか合理化事業団の資金であるとか、あるいは、また、中小企業金融公庫の資金であるとか、こういうところ限定して、市中銀行の貸し出し金利などについては何らの願慮も払っていないわけですか。もっとも、調査団の答申を見ますと、政府関係金融機関についてのみ利子補給措置を講ずべしと、こう書いてありますので、それののちとつて政府としては施策を進められたと考へますけれども、しかし、せっかく利子補給措置を講ぜられるならば、今日までの借り受け残高を見ても、当然市中銀行の借り入れ等についても措置をすべきでなかつたかどうか、これをまた私

は疑問に思つておるわけです。ことに、また、炭鉱関係の一方としては、この際、経理改善のためにはトン当たり少なくとも五百円引き上げてもらいたいという要請等もあつたやに聞いておるわけでありまして、そういう点等をみたときに、金利負担などについて考慮するならば、市中銀行の貸し出し等についても考へてみてよかつたんじゃないかろうかと、こう思つておるわけでありまして、この点について考へ方を承ります。

さらに、中小炭鉱の経営改善資金として債務保証制度などを考慮されておるようでありまして、が、ほんとうに中小炭鉱の金融措置を一步前進させたというこの施策についてはけっこうでありまして、が、実際中小炭鉱に金が借りられるような保証措置と申しますか、これについては政府として行政指導その他について強くやつてもならぬか、困ると思ひます。ほんとうに中小炭鉱も金が借り受けられるように、単に予算でどうしたということじゃなくして、現実の問題としてその確保措置を講じてもらわなくちゃならぬと思ひますが、こういう点についてはどのように考へておられるのか。まず、第一問としてこれだけお尋ねしておきたいと思ひます。

○政府委員(井上亮君) お答えを申し上げます。たくさん御質問がございしましたので、順を追つてお答えを申し上げます。

まず、第一点は、今回石炭炭業調査団におきまして、いろいろ経理の改善策につきまして、政府に答申を出しておるわけでございますが、政府といたしましては、先般も大臣からお答え申し上げたと思ひますが、この答申の線に沿ひましてこれを実行すべく、現在きめるものはきめ、なお努力すべき点は努力しておる段階でございます。経理改善策としましては、御指摘のように、やはりこの主力をなしますものは、まず、国におきましてできる限りの助成策を講ずる。しかし、やはり需要部門におきましても御協力をいただく、同時に、金融機関においても御協力をいただくたいというふうな基本的な考へ方でおるわけございま

す。特に政府におきましては、従来の近代化資金とか、あるいは開銀資金の融資とかという点だけでなしに、特に今回、本年度より利子補給制度を実施したわけでございます。この利子補給は、御承知のように、政府関係金融機関について、その旧債について利子補給するという制度でございます。それから、この点につきまして、第四回に、市中の金融、これについての利子補給は考へべきではないかという御質問がございましたが、ただいまのところ、私も、まづ、政府関係の旧債について利子補給をしたい。市中の問題については今後の検討問題であるというふうに考へておるわけでございます。

なお、そのほかに、ただいま御審議いたしております損害賠償の問題につきましては、石炭の、特に九州地方における炭鉱の経理の状況を見ますと、損害賠償のための負担、これが相当重荷になってまいっております。そういった意味で、ただいま御審議いたしておりますように、損害賠償、損害復旧いたします際の国の補助率を三割程度本年度から引き上げていく。その反面、炭業者の負担を軽減する措置を講じておるわけでございます。

それから、最後に、需要部門の協力といたしまして、炭価の引き上げを、現在電力部門とは大体基本方針がござい、鉄鋼、ガス等につきましても基本ラインについての了承をいただいておりますわけでございますが、御指摘のようなこういった措置によりまして、今後のなお具体的にきめる問題はまだ残された点がござい、これが順調にいきますれば、少なくとも二百五十円程度の経理の改善が見込まれるのじゃないかというふうに私は想定いたしております。ただ、しかし、御承知のように、電力向けの価格につきましては、必ずしも答申とおりの結論にはなっておりません。したがって、当初二百五十円程度の経理の改善が予想されるというふうに考へておったわけでございます。これらは若干下回るおそれがあると思ひます。その点は、はなはだ遺憾でございます。

が、なお、今後低品位炭等についての話し合いが残っておりますので、こういった点についてもさらに努力してまいりたいというふうに考へております。

それから、第二点といたしまして、利子補給の期間はいつごろまでかという御質問でございますが、これは私も一応昭和四十二年度までというふうに考へております。もちろん昭和四十二年でそれでは事実安定できるかと言われれば、私は若干疑問がござい、やはりもう少ししばらく石炭炭業自体にも努力していただかなければならぬと思ひますけれども、国においての助成も、もう少しばく相当手厚い助成が必要ではないかというふうに、私は個人的に考へております。しかし、現在の制度は一応四十二年度までというふうに考へております。

それから、第三点でございますが、この調査団の答申に際しましてのいろいろな作業に際して、賃金、物価についてどういうふうに考へておったかという御質問でございますが、御質問の中に、賃金は七・五アップというおことばがあったわけでございますが、実は、この答申をつくりました際のいろいろな作業におきましては、先ほど申しましたようなものも国の助成策、あるいは需要部門の協力というものを前提といたしまして、同時に、炭鉱労働者の今日の状況、それから、炭鉱労働の労働条件というような点から見まして、あれこれ考へて七割程度で一応試算してみようということになつております。ただ、これは七割が妥当かどうかという性質のものでござい、一応試算としてその程度のこととより賃金の決定は労使が自主的に交渉してきめるべき性質のものでござい、経営者はまたこれは一つの考へ方と思ひますけれども、別個に労使できめるべき性質のもので、こういうふうに考へております。それから、物価につきましては、一%アップという前提で計算いたしました。これも同じく先ほど申し上げますような計算単位

として採用したわけでございます。

それから、次に第四回でございますが、中小炭鉱についての信用保証制度、この点につきましては、やはり同じくただいま御審議いただいております法律の中で、この合理化法の改正案が通りますれば、私も一応昭和四十二年炭鉱につきまして従来にはない制度でございますので、経営改善のために必要な資金、つまり別な表現でいいますれば、運転資金につきましても信用保証をする制度をつくつてまいりたいというふうに考へております。まあ経営改善ということですから、単に設備資金だけでなく考へていきたい。それから、同時に、中小炭鉱の金融問題につきましては、現在でも、もちろん中小炭鉱のうちの大きい山につきましては開銀資金の融資をやっておりますが、小さい山につきましては中小企業金融公庫、あるいは商工中金というところからいろいろ金融のあつせんをいたしてめんどうみているわけでござい、今後とも、私も行政指導を十分いたしまして、中小炭鉱の金融対策をしっかりやつてまいりたいというふうに考へております。

○田畑金光 大臣にお尋ねいたしますが、いまの局長からの御答弁で、大体今回の経理改善措置の炭鉱経理にもたらす影響、あるいは改善策の実体というものがよくわかりましたが、大体これ総合してみますと、トン当たり、二百五十円程度が経営改善に資するというわけですが、ただ、しかし、いまお話がございましたように、労働者の賃金を見ても、七割という前提で作業をされているわけですが、今日の炭鉱労働者の人手不足という面から見た場合、その他の一般産業の賃金の今後の上昇率から比較したときに、はたしてこれ労働力の確保ができるかどうかという問題も考へられますし、物価の推移などについては、物価の値上がりを一%という想定などということは、全く現実と遊離しているわけですが、そういうことを考へてみたときに、この程度の経理改善措置で四十二年度には三分の二前後の炭鉱はよくなると

いう計算を立てておられるが、はたして期待どおりにいくかどうかというのを深く私は疑問に感ずるわけですが。調査団の答申を見ても、三十九年度から四十二年度までに設備投資資金として千三百億を想定しているわけですが、ところが、いま局長のお話のように、今回の利子補給措置が旧債務についてのみの保証措置であつて、今後の新規の設備投資などについては、何ら考慮されていないわけですが。さらに、いまの答申の中にありましたように、利子補給措置も政府関係金融機関についてのみの措置であつて、市中金融機関については想定されていない。さらに、また、期限等についても、局長個人の意見としても、昭和四十二年度までの利子補給措置でいいかどうかということは疑問に感じておられる、こういうわけですが、こういうことを見ますと、私、大臣として、もっと経理改善措置としては、恒久的にあるいはもっと掘り下げて検討してみることがあると考へますが、今回の合理化措置法その他の法律改正に基づく改善措置そのものについてはわれわれも承知いたしますが、今後の石炭産業の自立安定の上から見ました場合に、さらに掘り下げて前向きな施策を進めていただきたい、また、進めるべきだ、こう考へますが、大臣の見解を承つておきます。

○国務大臣(櫻内義雄君) ただいま四十二年を目標にした場合、その目標どおりにいきかねるのではないかとということで各種の条件をおあげになりました。私としても、それらの御指摘については十分検討を要する点があるかと思ひます。したがって、今後におきましても、まあ私として現実的に申し上げれば、ことしでいえば、明年度の予算折衝の場合にさらに検討すべき点について考へすべきだ、また、続いて四十二年の分についても同じように考へていく、やはり情勢は刻々と変わつていっているわけですから、いま四十年年度の措置が行なわれて、これで四十二年までは何も施策を変えなくてそのままでいいのだからというふうな見地には立つておりません。そのつど考慮すべ

きことについては十分考慮いたしたいと思ひます。

○田畑金光君 最後に、これも大臣にお尋ねしたほうがよいと思ひますが、この間も電力用炭販売株式会社の法律に關連してお尋ねしたわけですが、あの法律は成立をみたわけですか。法律が成立したわけでありまして、今後この新しい会社設立については、石炭局長の御答弁で、できるだけ早く設立する、こういうようなことで了承いたしました。問題は、できるだけ早くということも、一カ月後にできるのか三カ月後にできるのか、こういうことは問題だと思ひます。一体どの程度をめどにしてこの会社設立を考えておられるのか、これが第一点。

第二点として、それに関連してお尋ねしたいことは、この間も若干触れましたけれども、植村石炭産業審議会会長のあつせんによつて四つの点が了解されたわけでありまして、私たちの理解といたしましては、この新しい会社ができるまでの暫定的な措置として揚げ地電力会社の場合、一率トン当たり三百円程度の引き上げ、こう理解していたわけですが、それが、積み地の電力会社への納入炭は現在のところ据置きであります。この電力用炭販売株式会社が発足すると同時に、暫定措置というものは一応そこで終わって、当然今度は揚げ地電力用炭についても積み地電力用炭についても、新しい値段で告示がなされるもの、こう私は理解しておりますが、そういうふうなことで理解してよろしいのかどうか。暫定措置というものは、電力用炭販売株式会社ができて、なお相當の間その暫定措置でいくのかどうか、そうなるべきですと、私は、調査団の答申というものは炭鉱企業經理の改善措置といふことを重点に置いて出たお尋ねの答申が、先に行けば行くほど答申の精神といふものから遊離していく、これをおそれるわけですか。大臣は、電力行政についても石炭行政についても總括しておられる主管大臣でありますので、大臣の腹がまよい、こういうことになってくるわけでありませう。

が、大臣としては、石炭調査団の答申に基づいて、どこまでも今回の電力用炭販売株式会社発足と同時に答申の趣旨を生かしていき、こういう決意であるのかどうか、この辺を承つておきたい、こう思ふのです。

○國務大臣(櫻内義雄君) 新会社として発足をいたしますのは六月一日からにきめました。それから、お尋ねの暫定措置につきましては、したがって、五月底で終わります。

〔委員長退席、理事堀末治君着席〕

○阿貝根登君 大臣にお尋ねいたしますが、この法案を見るまでもなく、新鉱開発するといふは國が無利子の金を出してやる、今度はやめていけなくなつたといふは國が買い上げてやる、合理化するといふは資金を出してやる、鉱害が起つたといふは百分の六十五國が持ちましよう、そうなつてくると、業者は一体何をやるのですか。これはそれで私企業と言へますか、それは私は私企業じゃないと思ふのです。一切がつかさ、炭鉱を開くといふは、金は政府が無利子で貸してあげます、というわけですか。鉱害が起つたら國が百分の六十五、そのほか、また地方自治体が持つてやる、やつていけなくなつたら買い上げてやる、一体そうなるのは私企業じゃないのですか。それを私企業で何でこんなことをやめていかなければならぬか、見通しあります。こうやつてもやめていけなく、私は思ふのです。なぜこうなつたかといふことをお考えになつたことがあるか、このやつても油と太刀打ちできないのです。一体このまま私企業でやめていけるつもりか、これ御自信があるのかどうか、まず、その一点お聞きしておきます。

○國務大臣(櫻内義雄君) お尋ねの点がきつて、石炭政策上重要な点でございますので、再度にわたつて学識経験者等による石炭調査団による調査をお願いし、その答申を受けたわけでございます。おっしゃられるまでもなく、私も私企業として、私企業に対してこれは手厚い施策をすべきであるかどうか、ある程度の疑問はございませう。

す。しかしながら、国内の貴重なエネルギー資源を確保する上におきまして、政府としても踏み切つてお尋ねでございますが、幸いにして調査団の答申におきましますならば、昭和四十二年におきましては、お尋ねの石炭炭業の自立が達成できる、こういう目標のもとに行なわれておるやむを得ない措置である、やはり調査団も私企業を前提としてのお考えでございまして、私もそれを受けて対策を講じていく、こういうわけでございます。ただ、見通しとして、四十二年にそのようにいくかどうか、こういう点につきまして、は、今後の経済情勢いかんにもかかわるかと思ひますが、私も私企業としては、この理想に向かつての過渡的な施策として、しかし、非常に手厚い施策であるといふことについては間違ひございませう。

○阿貝根登君 この第一次調査団の答申の場合に、私が有沢調査団長に質問して、それにお答えになつたのは私企業の限界であります。私は、サンキース委員会のような私企業でやるべきか國でやるべきかという質問は受けておりません。現在の自由経済の中で私企業でやる限界はどこかといふことで質問を受けたので、その私企業の限界としてこの答申を行ないました。これができなかつた場合には私企業でやれませんといふことをお尋ねして、調査団長もやりました。これが第二回の答申で、こういふふうな形に変わつてきたといふことは、調査団長もやりました。もう私企業でやつていけなく、私は思ふのです。なぜこうなつたかといふことをお考えをおられると私は思ふ。また、調査団の中でも、お尋ねのこれだけ手厚いことをやつてもやめていけぬのだから、これはひとと何か國の政策を変えなければならぬといふ意見も相當出ておつたと聞いておる。しかし、通産省は、あくまでも私企業でやるべきだといふ一貫した考えでいられたと、こう思ふのです。だから、私は、第一次答申案で私企業の限界はもうきつておる、それをあえて第二次答申案に踏み切らねばならなかつた、しかも、この第二次答申案で實際やつていけるかどうか、油とこれ以上太刀

打ちできるかどうかという問題をお尋ねする場合、日本のエネルギー政策というのが私は間違つておると思ふ。こゝまでやつて、今度は出炭に対して非常な大きな期待を政府は寄せておられる。そのしわ寄せが今日生産第一になつて、私が先ほどいろいろお尋ねしました爆発の原因の一つになつておると、私はこう思ふのです。そういう見地から質問していくのですが、それではこの新鉱開発でどれだけの石炭をお考えになつておられるか、どここの場所をお考えおられるか、その点をひとつお聞きしておきます。

○政府委員(井上亮君) 新鉱開発につきまして、これは従来もそういう考え方であつておるわけでございます。これは先生御承知のように、石炭産業の、何といひますか、常道といひますか、宿命といひますか、山はやはり何十年も掘つていけば枯渇してまいります。しかし、その反面、やはり新鉱を開発してやつていくといふことになるわけでございます。しかし、最近の石炭炭業の現状を見ますと、なかなかこの常道である新鉱開発という問題が、必ずしもいまの炭業の経営の中から十分にはできがたい経営状態にございまして。そこで、今回特にこの合理化法の改正をお願いしまして、合理化事業団にこれについての政府資金の融資をしようといふ考え方になつておるわけでありませう。そこで、そういう考え方につきまして、いまこの新鉱開発について各社ともいろいろ計画を立てておられます。私もその計画によりまして、従来新鉱開発に着手している有明とか、これは別といたしまして、今年度からスタートする新鉱開発についての見通しは、大体昭和四十五年くらいに相當が開くといふふうにお考えしております。新鉱開発につきましては、私も原料炭を中心に特に政府の助成を考えていきたいといふふうにお考えお尋ねでございます。そういう意味で数量を申し上げますと、大体四十五年度には二百万トン程度の新鉱開発をいたしたい、四十七年度には三百三十万トン程度の出炭まで生産を高めていきたいといふふうにお考えお尋ね

ます。それから、地点的に申しますと、何と申しまして、やはり原料炭につきましても、北海道が非常に新しいフィールドでございますので、三菱鉱業の大夕張、南大夕張、北炭の清水沢、これがまあ北海道における原料炭の今後の新鉱開発の第一次着手になるかと思ひます。北海道におきましては、さらに一般炭につきましても上茶路等の開発が予定されております。それから、なお、九州におきましては、これは今後の新鉱ではありませんが、日鉄鉱業の有明の開発が現在進行されております。この出炭は、ただいま申しました二百萬トン、三百三十萬トンに入れておりません。これはもうすでに既着手という意味で入れておられます。しかし、これも昭和四十四、五年になりますと、五年ごろには、またいづれ百萬トン程度の規模になるのではないかと、いふふうに考えております。それから、北炭におきましても、これは日鉄関係の山ですが、これは一般炭につきましても、開発をいま検討しております。大体新鉱開発につきましても、今後の見通しは、そのよう状況に相なっております。

○阿具根登君 日鉄の有明の開発も進めておりますが、聞くところによりますと、数百億の金を投じて開発をしても、これはともその金を完済するまでには相当な年月もかかるし、いまのままで魅力がないんだというようなことまで聞いておるのです。実際先ほども論議のありましたように、坑内で働いて生命をすり減らしておる人たちが、いまの賃金で喜んで働くと思つたら大間違いです。物価は上がつてくる。賃金も、いまでは炭鉱でおそらく喜んで働いておる人はほとんどあり得ないと思ふのです。ないと思ふのです。そういう場合に、いまの計画がそのとおりいくかどうか、私は非常に疑問があると思ふのです。そうすると、政府も無利子で長期で貸してやるということになっておるけれども、だんだんその返済ということは非常に困難になつてくる、私はそう思ふのです。それから、その次にいけば、今度はま

たスクラップ・アンド・ビルドで、スクラップのワケを拡大する、スクラップということは山をつぶすことでしょうか。一方、今度は山をつぶし、うして二十萬のトン当たりのやつを三十萬やれ、こういうことをいつておられるので、これは中小炭鉱を助けるためだとおしやるけれども、中小炭鉱をつぶすためです。中小炭鉱が現在二百四十萬の幾つが助かつて、幾つがスクラップですか、それをお尋ねしたいと思います。

○政府委員(井上亮君) まず、最初の、新鉱開発の今後の見通しと申しますか、企業がやれるかという御質問でございますが、私どもは、ただいま提出したての御質問でございますが、これは長期の二十年にわたる返済条件の政府資金の融資をいま考えているわけですが、この程度の措置をいたしますれば、大体個別に当たりまして、先ほど申しましたような南大夕張とか清水沢とか、その他の山につきましても、大体開発は可能であるといふふうに見ているわけでございます。ただ、一番最初に私申し上げましたように、現在の政府の答申に基づいて助成策も、これはややこの答申の線に比しまして欠ける点がございます。こういう点は、率直に申し上げて、私は、さらに次年度以降補強いたしてまいりたい、こういうふうに考えているわけでございます。ところが、こういう措置を講じていきますれば、一応先ほど申しましたような新鉱からの生産の確保といひますか、新鉱開発は一応可能ではないかといふふうに考えております。特に原料炭につきましても、需要が非常に旺盛でございます。もし国内で原料炭の出炭ができませんような状況になりますれば、やはり海外の原料炭の山を積極的に開発しなければいけぬというようなことにもなるわけで、このことは、やはり需要部門である鉄鋼、ガス部門についても不安定な一つの事実になるわけでございますし、それから、同時に、国内にまだそういった優良な炭層が残っているのに、あえて外貨を使つてまでそういう海外の炭山を開発する必要は、私はないと思ひます。そ

ういった意味でも、ぜひ助成を続けまして新鉱開発をやらしてまいりたいというふうに考えております。

それから、次に、中小炭鉱のスクラップの見通しでございますが、お説のように、今後、やはり一面において流動政策ないしは新鉱開発を行ないますと同時に、やはりこれは石炭産業の宿命と申しますか、やはり何十年も掘つていけば石炭は枯渇するわけでございますので、そういう一面からスクラップの山が不幸にして出ることは事実でございます。しかし、現状におきまして私ども各山を個別に見通しましたときに、今後出ますスクラップの山は、この数年に比べてみまして、やはり中小炭鉱の山が多いのではないかと、いふふうに考えております。大手の山についても今後でございます。でございますが、量的に申し上げますれば、やはり中小炭鉱のスクラップ山が多いという状況でございます。しかし、私どもは四十二年度くらいになりますと、大体何といひますか、石炭産業全体としてのそういうスクラップ・アンド・ビルド政策という見地からの一応の安定が見込まれるのじやないか。中小炭鉱につきましても、昭和四十四年度くらいまでは、やはり依然としてスクラップの問題が相当出ると思ひますけれども、少なくとも四十二年度くらいになりますと、あとはそう簡単にスクラップし得ない山が非常に支配的になつてくる、多くなつてくるというふうな見込みでおるわけでございます。

○阿具根登君 そうすると、前段の質問の中で、これはやつていけるといふことですが、それでは個人能力を幾らに踏んでおられるか、個人能力をどのくらいに踏んでおられるか。それから、労働者の賃金をどのくらいに計算されて三百萬トンなり二百萬トンのこの計画を立てられておられるのか。それから、スクラップのワケを、いままで相当なスクラップをやられて、二十萬でやられたのを今度十萬引き上げるといふことは、より多くやるというところなのか、あるいは今日までやつてきたのよりも、いろいろな物価が上がつてきたので十萬

引き上げるといふのか。それから、第二会社は中小炭鉱なのか大炭鉱なのか。その第二会社の問題について、ひとつ櫻内通産大臣、とつくり御説明を願いたいと思ふのですが、三井なり三菱なり北炭なりという大会社がこれをやれずに、第二会社に落としてやれるというのは一体何なのか。この前も聞いたことはありますけれども、どうも納得するほど聞かれないのです。そういう第二会社を、これは資金あるいは技術等の不足のためにやつていけないから親会社がついていきましようというならわかるのです。逆だったらわかるのです。第二会社では資金がなかなか困難、技術陣がなかなか少ないのです。そういう面から親会社がやりましようというならわかるのです。親会社がやつていけないのをどうして子会社がやつていけるか、なぜ第二会社をつくるか、その第二会社になった場合には、おそらく中小炭鉱の範疇に入ると思ひます。五十萬トン以下の中小炭鉱に入ると思ひます。そうすると、今度はもうかるだけ親会社はもうかつて、もうけが少なくなつてくると第二会社に落とす、第二会社がいくだけいいて、そのあとは政府がお買い上げください、こういう結果になつてくると思ふのです。これは一体どういふことなのか、私はどうしてもわからないのです。その点をひとつ御説明願ひます。

〔理事堀末治君退席、委員長着席〕
○政府委員(井上亮君) 最初に、私から御質問についてのお答えを申し上げたいと思ひますが、今後の能率の推移につきましては、本年度におきましては、先生御承知のように、大体全国平均で三八・六トンぐらゐの見込みでございます。それが逐年上昇いたしまして、昭和四十二年ぐらゐには大体能率は四十五トン程度と私も想定いたしております。

それから、なお、先ほど新鉱開発のお話が出ましたが、今後行ないます大規模な新鉱開発につきましても、これは、先ほどちょっと例示いたしましたような山につきましても、大体能率が七十トン程度というところで、ただいまいろいろ計画を進

めておる次第でございます。

それから、次のスクラップに関連いたしまして、今回納付金を十円よけいとる計画をつくっておるわけでございますが、この十円よけいにつきましては、単にこれはスクラップ量をふやすという意味合いだけではございませんで、むしろ端的に申し上げますれば、現在の納付金制度のままでいきますと、これは今日までの経理状態、それに御承知のように、合理化事業団は納付金の前借りといひますか、納付金が何年には幾ら入る、何年には幾ら入るからというところで、ただいま財投の資金でつないでおるわけでございます。それにはまた金利がかかります。そういうふうな意味合いで、現在では、昭和五十一年くらいまでを見込んで財投から金を借りているというふうな状況でございます。そういう点から今四十円引き上げまして、そういう資金繰りを改善してまいりたいという趣旨でございます。

最後に、第二会社の問題でございます。大臣に御質問でございますが、一言私も申し上げますと、この第二会社の問題は、もう前から政府部内におきまして方針をきめておるわけでございます。で、本来これは好ましいものでございせん。私も行政指導にあたりまして、できるだけこういう姿にならないように努力してまいってきけるつもりでございます。今後ともそういう方針で強く臨まなければならぬというふうに考えております。しかし、現状は、遺憾ながら、どうしても会社を分離しないとなかなか経営がでないというふうなことは、なかなか第三者から見られて理解がつかないような問題でございますが、そういうような実情もございまして、まあ労使の話し合いによつてそういう姿になる場合があるわけでございますが、私も行政指導の姿勢といたしましては、今後とも、そういう安易に第二会社化していくという姿は極力避けるような指導で臨んでまいりたいというふうに考えております。

○阿具根登君 第二会社の場合ですね、労使の話し合いによつてということ言われたのですが、

確かにこれは答申が第一次に出ましたときに、これは当然労働者側の意見を聞かなければならぬというふうなことになるのでありますが、その場合、対等な話し合いでなくて、これはもうできなければ閉山するんだという、こういうかまえて会社に迫られるわけなんです。だから、山がなくなると、泣く泣く自分たちの資金まで切り下げて第二会社に移行しているのが私は現実だと思ふのです。そうすると、一番きつめなのは労働者である、こういうことになるわけですよ。そういう場合に、今度はここで保証制度も拡充して保証に立つということになっているのですが、たとえば大正炭鉱の場合はそれじゃどうであつたかというところで、これは石炭局も、あるいは銀行筋も、あるいは労働者も、これはやっていける会社で、つぶす山じゃないというところでやってあれだけみんな協力したにもかかわらず、これは経営者のずさんさなまるやり方で、ついに閉山になつてしまつた。そういう場合に、銀行その他はなかなか損をしないようになっていくけれども、労働者は、最後まで山を食いとめようとした労働者の退職金もないというのはいささかどうなのか。そういう場合に、保証に立つたこの事業団で、これは一体どういう態度をとるのか。一番最後にきつめなのは労働者じゃないですか。そういう危険な目にさらされ、閉山というおどしにおびえながら働いて、そのあとは退職金もない、こういうことが一体許されていいかどうか。

それから、もう一つ、これは本会議で質問しておつたのですけれども、通産大臣から答弁がなかつたから、ここでもう一回質問しておきますが、一番重労働であり、一番危険な作業をしておる人がなぜお役人さんよりも長い時間働かなければいかぬかという問題です。私にはそれもわからぬ。そういうように、一番きつめなところに追いやられておるながら、半ドンもない、祭日もないので、そうして危険の少ないところで、空気のいいところで働く人は半ドンだ祭日だといつて金をもらつていふじゃないですか。一体こういうことをどういふようにお考えになっておるのか。炭鉱の労働者は人間じゃないのかどうか、通産大臣、炭鉱の労働者は人間扱いにしないのかどうかというのを聞いておるわけなんです。私は逆だと思ふのです。そういう人たちは労働時間も短縮しなければならぬ、半ドンもやるべきだ、祭日も休むべきだと思ふのです。机の上で仕事をしておる人こそ、そういうことをしんぼうしてもらつて、そういう人たちにサービスするのが私はあたりまえじゃないかと思ふのですが、それに四十五トンから七十トンの能率を考へてやられるというところは、そういうことは一切考へておられない。半ドンや祭日を休ませたらそういうことに絶対ならぬ。そうすると、全然労働者のことは考へなくて、ただ出炭と能率と生産ペースだけを考へて計画を練られておる、私はこう思ふのですが、それはいかがでしょうか。

○国務大臣(櫻内義雄君) いろいろな角度から御批判をされたわけでありまして、私もその御批判について尊重すべき御意見だと思ふ点が多々ございます。確かに最も悪い環境のもとに、そうして長時間働くことを余儀なくされるというふうな、そういうようなことが認められておつていいかどうかという点になります。ただ、これはもう論議はない点でございます。ただ、石炭産業の実情というものがいかにも悪条件に満ちておまして、そのために、これは卒直に申し上げれば、労働者の方々に協力を得ている形ではないかと思ふのであります。こういう姿が好ましいとは思ひませんで、できる限り改善をすべきことだと思ふのであります。なお、具体的な点については局長から……。

○政府委員(井上亮君) 大臣のおことばに尽きておるかと思ひますが、私も一言意見を申し上げさせていただきます。

先生御指摘のような点が多々ございまして、これは根本的に掘り下げて私も考へますと、やはり炭鉱の経営がきつめて悪化しているというところについての問題が起因しているのではないかと。

たとえば御指摘になりました労働条件の悪いというふうな問題もその一つでございますし、あるいは閉山した場合に退職金も出ないというふうな問題もそこ起因しているというふうな考へますし、それから、やはり経営が悪化しておりますので、労使ともにあせりがある。そこから保安上の問題も出てくるというふうにも考へますし、したがひまして、私も、今後ともそういう認識のもとに、炭鉱の自立ができるような施策をさらに深く検討してまいりたいというふうに考へております。

○阿具根登君 時間がありませんので先に進みますが、鉱害量が、現在百七十億も復旧したけれども、まだ数百億残つておる。そういうことがいわれおるわけなんです。一体数百億というのはどのくらいなのか、そうしてこの法律改正によつてそれが復旧できるかどうかという問題。それから、炭鉱が買い上げになり、あるいは閉山になった場合に、上水道等がもうほとんど地方自治体のこれは責任になってくる。ところが、非常に老朽化しておる。そういうところで非常に上水道の問題が問題になってくる。こういう問題は一体どう考へるのか、それで何か復旧される考へがあるのかどうか、その点についてお尋ねいたします。

○政府委員(井上亮君) ただいま御指摘になられましたように、現在鉱害の残存量につきましてはいろいろな意見がありますけれども、私も従来調査しております数字で申し上げますと、三十八年度末の有力の既発生鉱害量といたしましては、大手が三百三十五億、中小が百四十四億、合計四百八十億程度と考へております。そのほかに無勢力鉱害があるのでございますが、これは三十八年度末八十六億程度、なお二十数億程度の将来発生鉱害が年々予想されております。私も今後十億くらいの鉱害量にのぼるのではないかとこのように考へております。したがひまして、私も

はこの調査をさらに本年度もう一べん根本的に全国調査をいたしたいというふうに考えております。本年度中に大体鉱害量の調査を完了いたしまして、自後、毎年計画的な復旧計画を実施するような体制をつくってまいりたいというふうに考えておるわけでございます。

それから、なお、上水道のお話が出ましたが、上水道につきましては、御指摘のように、閉山等に伴いましていろいろ絶えず問題になる問題でございますが、この問題につきましては、やはり私どもとしては、鉱害復旧事業団を通じて、できるだけだけの復旧を急いでまいりたい。なお、これについての補助、助成についても、さらに手厚く国から善処してまいりたいというふうに考えております。

○阿具根登君 さつきちよつと聞き間違えたかもしれないのですが、百年というふうに言われたというふうに聞いたのですが。

○政府委員(井上亮君) 八年でございます。

○阿具根登君 八年でならどうも納得できないのです。十二年度に百七十億円の鉱害復旧が行なわれたわけですが、いままで十二年度間かかって。それに、いま説明を聞きますと、四百八十億のこれは赤字なんです。四百八十億の赤字を、百分の十五上げたからといって、こんなに物価はまた上がったおるわけなんです。八年間で五百億の金を、百分の十五上げて、何でこれで復旧できますか。できますか、八年間で。百年と聞いたから、百年ならできなくとも思ふたけれども、八年ならできないと私は思ふたのですがね。

○政府委員(井上亮君) ただいまのお話にありましたように、鉱害賠償額の評価が年々変わっております。これはいままでで復旧しました実績を見ましても、逐年非常に上昇いたしております。これはもちろん国がそれだけ年々復旧に力を入れて、予算措置も増額しておるといふ点もございしますが、そのほかに、いわゆる評価額が変化するというような点が一つの問題点であらうと思ひます。先ほど申し上げました、本年度あらためて全

国的な鉱害調査をいたしたいということを申し上げましたのも、やはりそういった最近の実態におきまして、鉱害量を把握したいという趣旨でございまして、まあ大体年間の復旧計画でいきますと、最近には大体四十億程度の復旧をいたしておりますが、これが逐年倍増いたしております。大体におきまして非常にふえております。ごく近年におきましては、したがって、先ほど私は、今後八年間の累積を考えると、七百六十億程度の累積が予想される、今後出る全体の量としまして、これをやはり計画的に年度別に計画を立てまして、必ず復旧させるといふつもりでござい

○阿具根登君 では、局長のその意気盛んな考え方はいいのですけれども、毎年二十数億の赤字、それを累積すると相当なものになりますね。そうすると、四百八十億——まあ五百億とみて、八年間に六百億くらいになりますね。六百億を八年間でこれを直すということになりますと、これは局長の言ふにはいきませんね、なかなかそれは困難だろうと思ふのですがね。

○政府委員(井上亮君) ちょっと私の説明に語弊があったと思ひますが、八年間の今後の累積鉱害が全体として七百六十億、もちろんこれは八年間の累積でございまして、この間、年々鉱害復旧してまいりますから、実際に八年目に残りますのは七百六十億ではなくて、もっと減った数字になると思ひます。それから、復旧は、これは八年間の一応の私どもの推定でございまして、これを八年間で完了するといふのは、先生御指摘のように、無理かと思ひます。で、これは年々積み重なっていった総トータルを申し上げたわけでございます。それをもう少し年度別に計画を立てまして、あまりおくれのない期間にできるだけ復旧するといふような計画にいたしたいという趣旨でござい

○阿具根登君 局長のその意気盛んな考え方はいいのですけれども、毎年二十数億の赤字、それを累積すると相当なものになりますね。そうすると、四百八十億——まあ五百億とみて、八年間に六百億くらいになりますね。六百億を八年間でこれを直すということになりますと、これは局長の言ふにはいきませんね、なかなかそれは困難だろうと思ふのですがね。

○政府委員(井上亮君) ただいまのお話にありましたように、鉱害賠償額の評価が年々変わっております。これはいままでで復旧しました実績を見ましても、逐年非常に上昇いたしております。これはもちろん国がそれだけ年々復旧に力を入れて、予算措置も増額しておるといふ点もございしますが、そのほかに、いわゆる評価額が変化するというような点が一つの問題点であらうと思ひます。先ほど申し上げました、本年度あらためて全

で、その点を訂正させていただきたいと思ひます。

○鬼木勝利君 関連。鉱害復旧の四十年の予算は三十七億何ぼですか、それをちょっとはつきり。

○政府委員(井上亮君) ただいまの鬼木先生から御指摘の昭和四十年の復旧計画といたしましては、三十七億七千八百万円でございます。

○鬼木勝利君 あなた、毎年倍になっていくといふんだらう。

○政府委員(井上亮君) 三十九年度は、大体これは復旧量としては三十億ですが、その前年を見ていただきますと二十億でございます。

○鬼木勝利君 だからそれを聞いてるんだ、倍になっていないよ。ぼくの計算では二五・何%しか上がっていない。

○政府委員(井上亮君) これは予算ではなくて、復旧量でございます。

○阿具根登君 では、約束の時間がきたようですから、最後に、無資力の百四十四億というのは、私は置きざりになるんじゃないだろうか、こういう心配をするわけです。無資力の鉱害に対してどういうお考えをお持ちになっておるかという問題と、お話を聞いておりますれば、確かに今日まで出ておる鉱害と今後出てくる鉱害に対する考え方が出てはおりますけれども、非常に計画的じゃない。これを一貫した計画的なものに乗せなければ、私は実際の実効はあがらない、こう思ふのですが、この二つの点につきまして御答弁をいただきたいと思ひます。

○政府委員(井上亮君) 御指摘のように、最近は無資力鉱害の量が非常に激増してまいっております。これはやはりスクラップに伴いまして有資力者が減り、その反面、無資力者が増大してきたためでございますが、先生も御承知のように、無資力鉱害の復旧につきましては、これは資力がないわけでございますから、主として国、それから地

方公共団体の負担でこの復旧をするということになっておりました、その面で、先ほど鬼木先生から御指摘もありましたが、私が申しました先ほどのこの数字は、これは鉱害復旧量でございまして、予算としましては、この無資力鉱害について毎年約倍にふえておるわけでござい

○阿具根登君 速記をとめて。

○委員(小柳勇君) 速記を中止。

○委員(小柳勇君) 速記を中止。

○委員(小柳勇君) 速記を中止。

○国務大臣(櫻内義雄君) きょう自治大臣もおられませんが、私が独走したようなことではいけません。実は衆議院のほうにおきまして、私と自治大臣と一緒に、この種の御質疑がございまして、そのときに私も自治大臣も、ともにお答えをいたしましたので、私責任を持ってお答えしたいと思ひます。

と思います。

今回の法改正により、県の負担増になる分につきましては、交付税でこれは善処をいたします。

○委員長(小柳勇君) 他に御発言もなければ、質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(小柳勇君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べをお願いします。別に御意見もないようですから、討論はないものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(小柳勇君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより採決に入ります。臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正する法律案を問題に供します。

本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(小柳勇君) 全会一致と認めます。よって本案は、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、石炭鉱害賠償担保等臨時措置法の一部を改正する法律案を問題に供します。

本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(小柳勇君) 全会一致と認めます。よって本案は、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案を問題に供します。

本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(小柳勇君) 全会一致と認めます。よって本案は、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本院規則第七十二条により、議長に提出すべき報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(小柳勇君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。
午後六時十二分散会

第十二号中正誤

ベ 段 行

誤

正

二 三 五

〃 〃 〃

還付税

還付

三 四 六

九 一 終わり

労働条

労働条件

二 終わり

産業格差間

産業間格差

第十四号中正誤

ベ 段 行

誤

正

三 四 終わり

〃 〃 〃

低品炭

低品位炭

七 一 終わり

〃 〃 〃

立報

立場

〃 三 二

〃 三 二

べきが

べきで

二 三 終わり

〃 三 二

原子

原子力

二 三 終わり

〃 三 二

検計

検討

昭和四十年四月三十日印刷

昭和四十年五月一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局